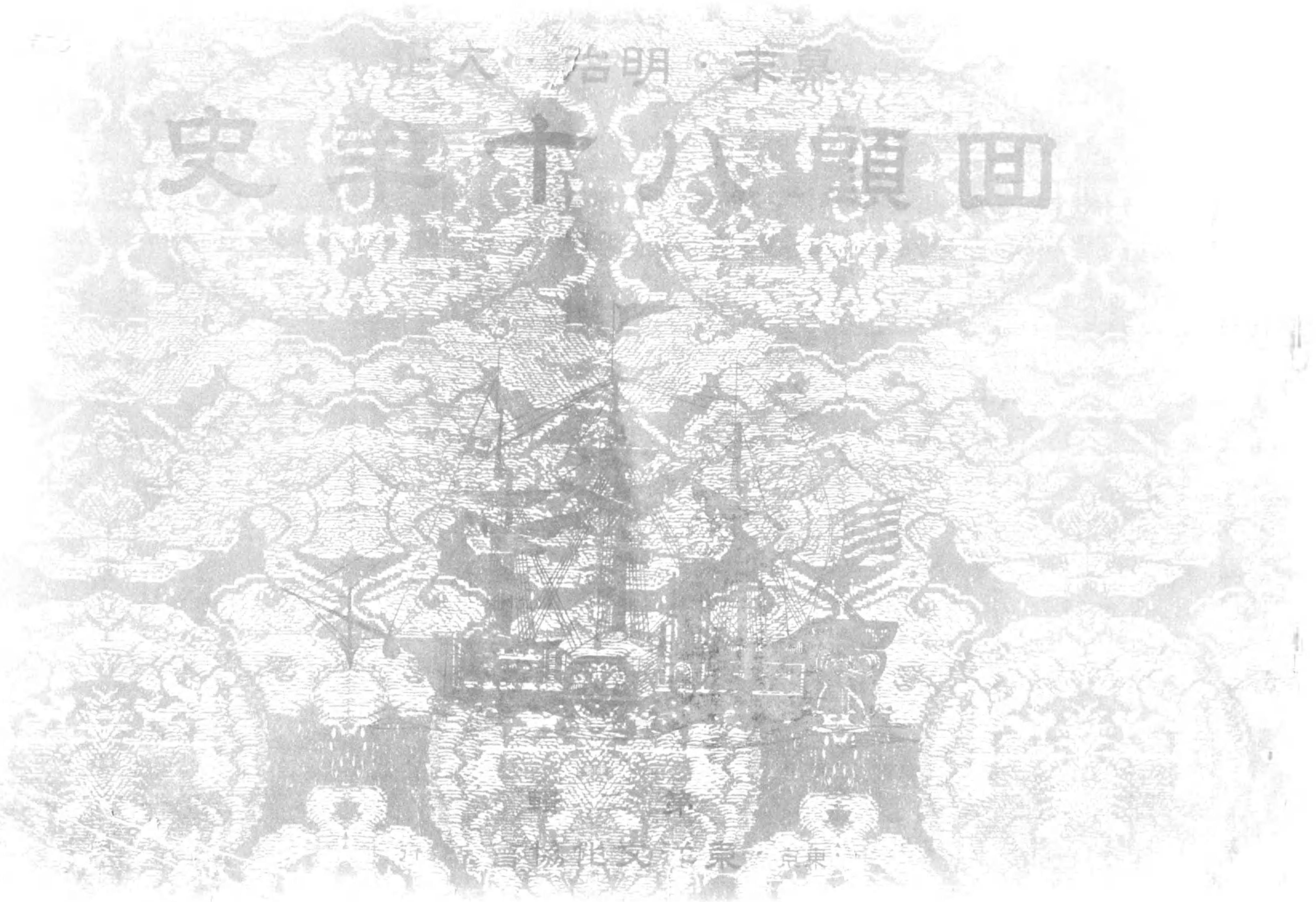


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 11 12 3 4 5

特

119

210



元和縣志

口 繪解説

◎『明治天皇御降誕』（百官參賀）

五姓田芳柳畫伯謹畫

明治天皇は御名を睦仁と申し孝明天皇の第二皇子に在ります。嘉永五年九月二十二日（太陽暦の十一月三日）午后一時頃、京都御所石藥師御門内の中山邸にて御降誕遊ばされた。御生母は從一位中山忠能卿の女、慶子の方である。此日秋空高く晴れて常御殿の御庭には黄菊、白菊美しく咲き匂うて皇子の御生誕を壽ぎ奉る様であつた。父帝は皇子御生誕を聞召されて御満足あらせ給ひ近侍のものに御盃を賜つた。

◎『大政奉還の發表』（二條城内將軍出座）

五姓田芳柳畫伯謹畫

慶應三年十二月二十五日孝明天皇崩御あらせ給ひて同三年正月九日明治天皇は清涼殿代（小御所）に於いて御踰祚遊ばされ、御年僅かに十六歳にてあらせられた。此時幕威衰へて既に諸侯を統御する力なく十月四日、前上佐藩主山内豊信は其臣後藤象二郎等をして書を將軍慶喜に呈せしめ王政に復し政令一途に出づべしと献言せしめた。依て十日慶喜は老中板倉伊賀守勝靜をして土佐藩の建白に付き之が意見を松平慶永に求めしめ、十二日老中以下の諸有司を召集して大政奉還の已むべからざるを懇諭した。而して十三日板倉伊賀守勝靜をして在京諸藩の重臣を二條城に召集して政權奉還の上奏案を示して意見を諮詢ねたが是時後藤象二郎は慶喜の決意を賛成し薩藩士小松帶刀も亦是に和したる爲、衆議一決し、翌十四日慶喜は參内して政權奉還を奏請したのである。本圖は即ち慶應三年三月十三日二條城内に於ける大政奉還發表の有様である。

幕末明治大正回顧八十年史 第二輯 目次

口 繪 (原色版)

五姓田芳柳畫伯謹畫

明治天皇御降誕 (百官拜賀)
大政奉還の發表 (一條城内將軍出席) 同

玻 璃 版

徳丸ヶ原の洋式練兵.....	二七頁
江川太郎左衛門像、葦山の反射煙、徳丸ヶ原練兵圖、高島四郎太夫像、軍帽。	二八
ブーチャーチン長崎に通商を乞ふ.....	二八
ブーチャーチン像、旗艦ディアナ號、魯艦長崎入港圖、川路聖謨像、日露談判圖、軍樂隊上陸圖。	二九
幕末の日露關係・レザノフの來朝.....	三〇
ニコライ・レザノフ像と署名、ニコライ・レザノフ木版畫、露使來朝當時の木版畫、レザノフ旗艦ナデシダ號、道中記。	三一
蟠龍號獻上式・洋式船舶の始め.....	三一
江戸灣に於ける英女皇贈進の快走船蟠龍號獻上式、幕府最初の洋式船鳳凰丸、君澤形。	三二
咸臨丸の米國訪問.....	三三
成臨丸艦長勝麟太郎、成臨丸寫眞、軍艦奉行木村攝津守、桑港インタナショナル・ホテル、木村攝津守使用的名刺。	三三
咸臨丸歡迎と乗組員一行.....	三四
桑港監理委員會の咸臨丸歡迎決議文、木村攝津守、咸臨丸乗込の一行寫眞、フイラデルフィヤ號より國書を掲げる圖。	三四
幕府の遣米使節.....	三四
遣米使筋新見豊前守、白雲館に於ける一行、ブカナン大統領より第十四代將軍徳川家茂に贈られたる金時計、同金時計の裏、萬延元年四月五日ワシントン海軍造船所に於ける一行。	三四
米國に於ける遣米使節.....	三四
大統領の饗宴、メトロボリタン・ホテルに於ける紐育市主催大舞踏會、日本使節贈皇の馬鞍と火鉢。	三四
櫻田事變.....	三五
井伊直弼像と共に筆蹟、櫻田門外遭難の位置、烈士の遺筆、櫻田門外の變圖。	三五
井伊直弼の遺筆.....	三六
坪木舎、直弼の和歌『爲君祈世』、直弼の和歌、直弼筆『鬼の寒念佛圖』、井伊掃部頭銅像。	三七
井伊直弼の居城彦根城.....	三七
彦根城天主閣、彦根城大手口、彦根城佐和口、直弼生誕の地櫻館舊址。	三八
直弼の品川連砲臺意見書案と開港意見書案	三九
品川連砲臺に就いての意見書、開港策の意見書	三九
和宮内親王の御降嫁.....	四〇
和宮内親王の御降嫁.....	四〇
十四代將軍徳川家茂、和宮御肖像、和宮御眞筆、和宮御眞筆和歌、御降嫁御行列の圖。	四〇
阪下門事變.....	四〇
安藤對馬守信睦像、阪下門事變現場見取圖、安藤對馬守筆蹟、阪下門寫眞、阪下烈士遺筆、小塚原阪下烈士の墓。	四〇
開港當時の横濱.....	四〇

萬延元年の横濱風景、元治元年の横濱明細圖。

開港後の横濱

横濱鍾宅之圖、横濱異人館の圖、横濱異人館座敷の圖、横濱異人屋敷之圖。

米艦渡來後刊行の印刷物

年代記珍説嘶、神奈川横濱太平餘樂、御貿易場圖。

幕末の横濱と長崎

外人の撮影せる横濱、横濱青木町臺關門、長崎出島蘭館寫眞、出島寫眞と出島圖、海岸より見たる長崎出島。

維新時代の列侯

徳川昭武、伊達宗城、松平容保、毛利元德、島津久治、板倉周防守勝靜。

幕末に活躍せる志士

平野國臣、戸原卯橋、西川耕藏、藤田東湖、梁川星巖、僧月照、賴三樹三郎書。

維新時代の志士

桂小五郎(木戸孝允)、勝安房、山岡鐵舟、品川彌二郎、曲直瀬道策、坂本龍馬、前原一誠、岡木健三郎と佐々木高行。

江戸城の舊觀

天主臺、吹上御苑、二重橋正門、西丸大手より北方を見る。

江戸城の舊觀

昌平橋、百人二重橋、寺澤二重橋及巽三重橋、二の丸巽二重橋、清水御門、日比谷見附、二の丸下乗門及百人門、鐵治

橋、御本丸書院二重橋、本丸乾二重橋。

明治初年頃の風俗

聲色屋、衆屋、飛脚屋、箱根越の山駕籠。

明治初年頃の風俗

昌平橋、百人二重橋、寺澤二重橋及巽三重橋、二の丸巽二重橋、清水御門、日比谷見附、二の丸下乗門及百人門、鐵治

橋、御本丸書院二重橋、本丸乾二重橋。

明治初年頃の風俗

聲色屋、衆屋、飛脚屋、箱根越の山駕籠。

明治初年頃の風俗

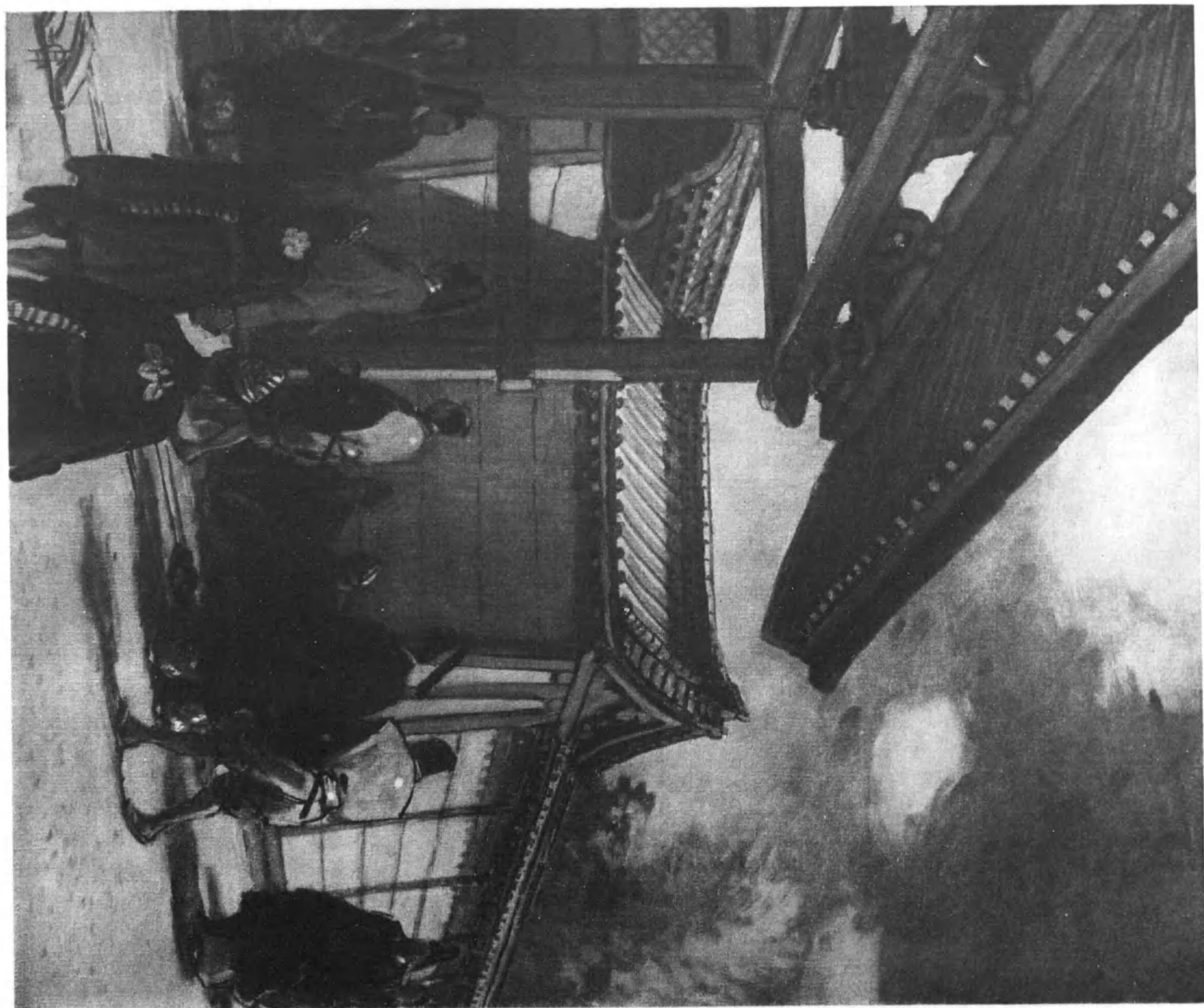
昌平橋、百人二重橋、寺澤二重橋及巽三重橋、二の丸巽二重橋、清水御門、日比谷見附、二の丸下乗門及百人門、鐵治

橋、御本丸書院二重橋、本丸乾二重橋。

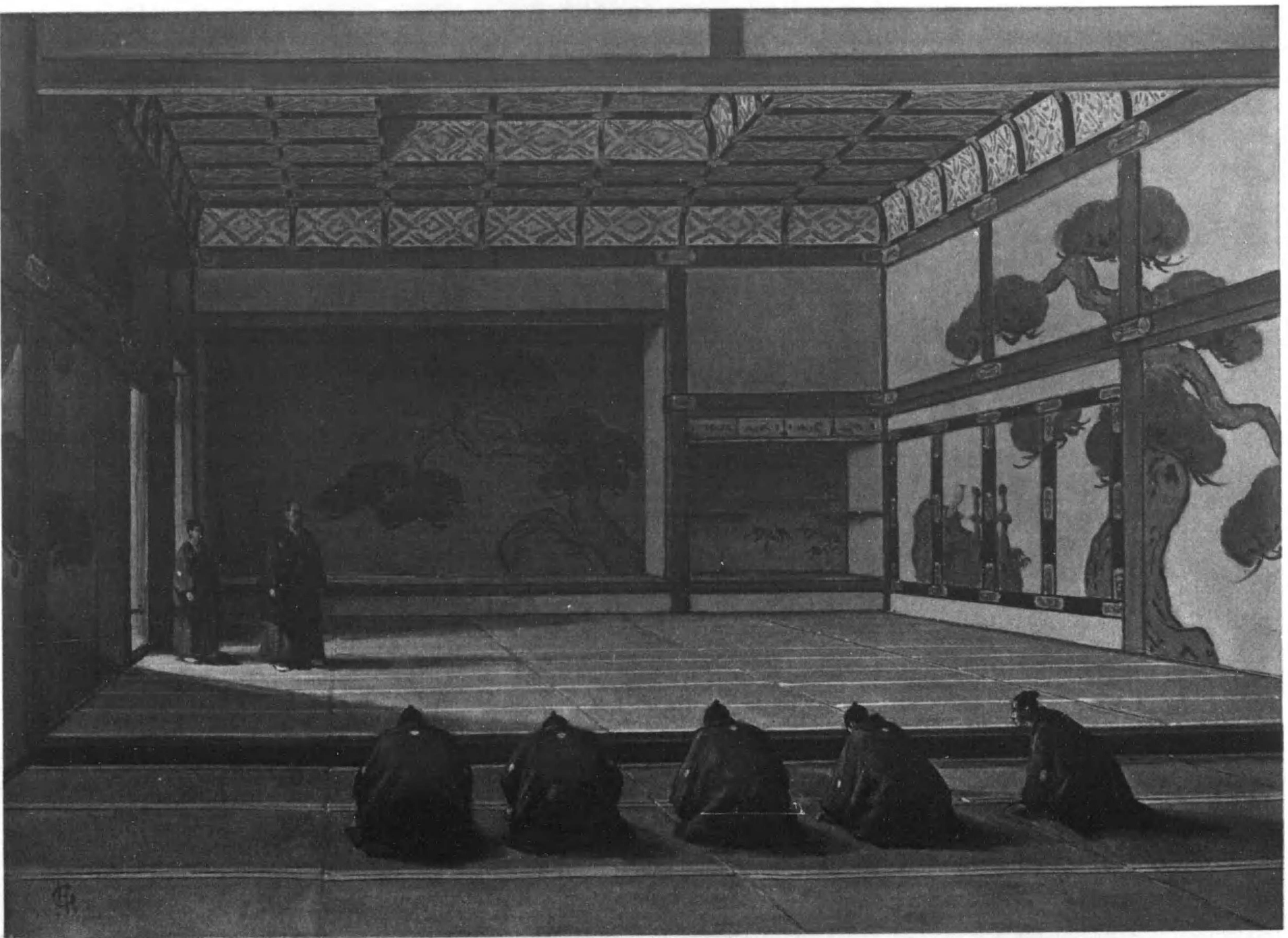
明治初年頃の風俗

聲色屋、衆屋、飛脚屋、箱根越の山駕籠。

記事



謹謹伯爵橋芳田惟五
（賀參官百） 謹 隆 御 皇 天 治 明
御蒙石所御都章、頃時一後午（日ニ月一十の慶祝太）日二十二月九早年五承嘉、しまし住で子皇二弟の尊天明孝、仁時は名御は尊天治明
白、菊黄はに延御の殿御常てれ導く萬空林日此。るあで方の子慶、女の御能忠山中役一従は母生御。たれさは遊巡御てに鹿山中内御
。たつ馬を孟御にのもの侍ひ給せらあ足滿御てれさ臣聞を裏生御子皇は帝父、たつあで隠る奉き壽を裏生御の子皇てら匂き咲くし美菊

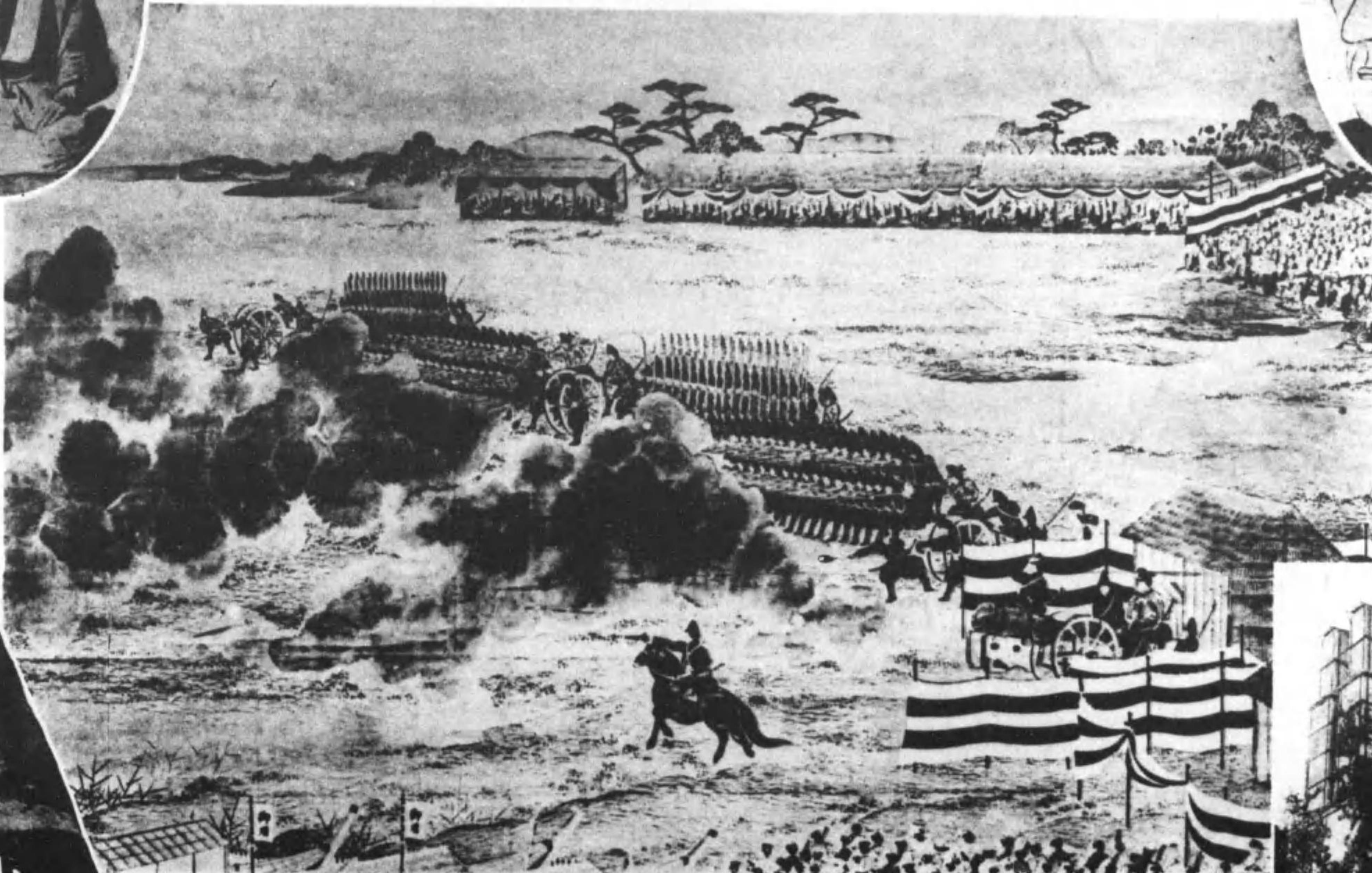


書謹伯書御芳田姓五（座出軍將内城様二）表發の還奉政大
せらあで歳六十に僅年御。ふ給せらあ祚踰てい於に所御小ち即代殿涼清皇天治明日九月正年三同ひ給せらあ御崩皇天明孝日五十二月二十年二應慶
大てし集召に城様二を役重の藩諸京在日三十月十年同てし察を勢大亦も喜慶めしせ議建を還奉政大てしを等郎二象藤後は堂容内山に時此。たふ給
るあで様有の表發るけ於に内城様二は圖。たし表發を還奉政

兵式洋の原ヶ丸徳



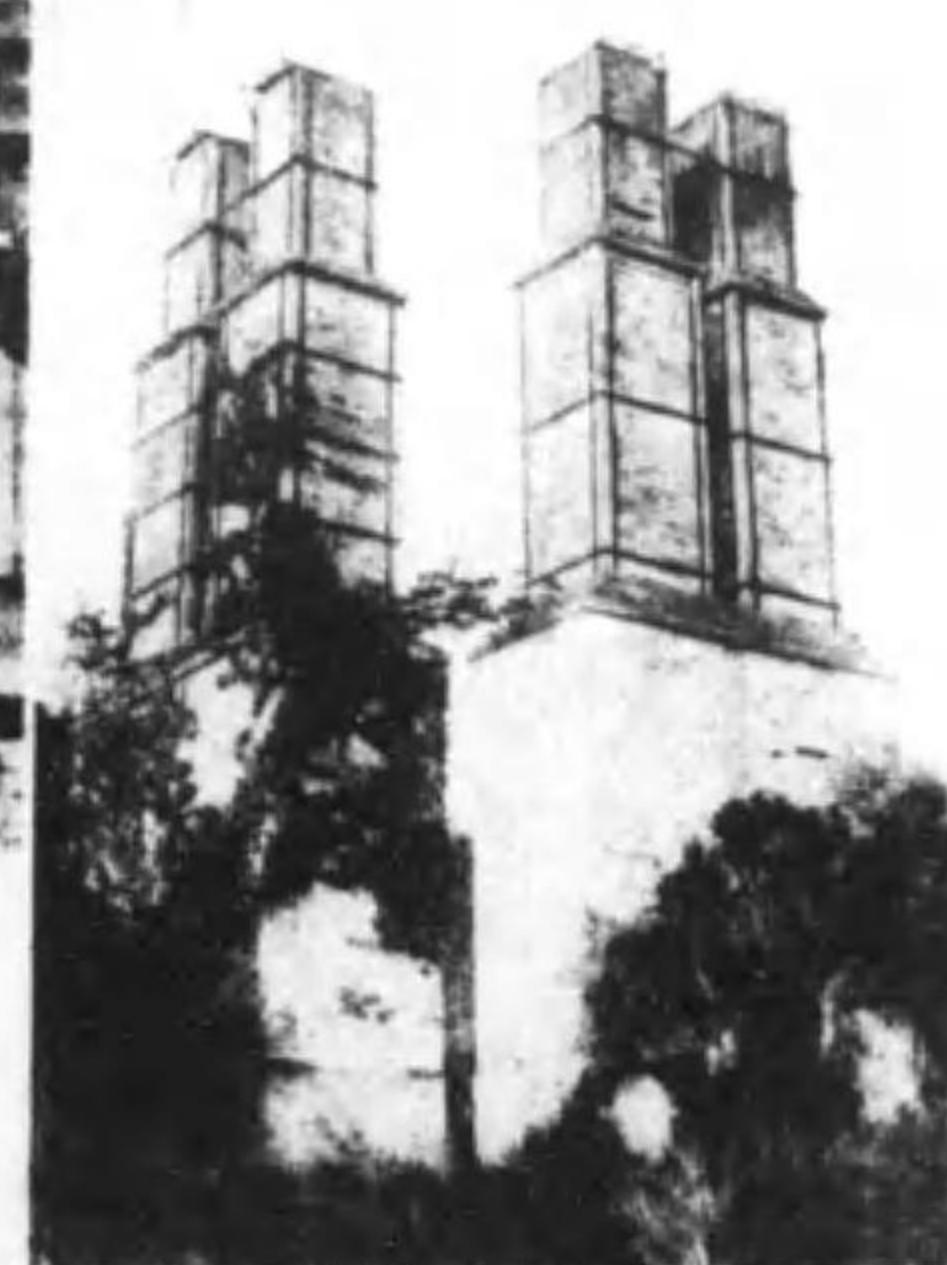
高島四郎太夫像（上）
軍帽（下）
高島四郎太夫の考案であつて和蘭式と陣
笠との折衷せらるゝもので當時トンキヨ
笠又はペトロン笠と云つたものである。
成田碩十郎氏藏



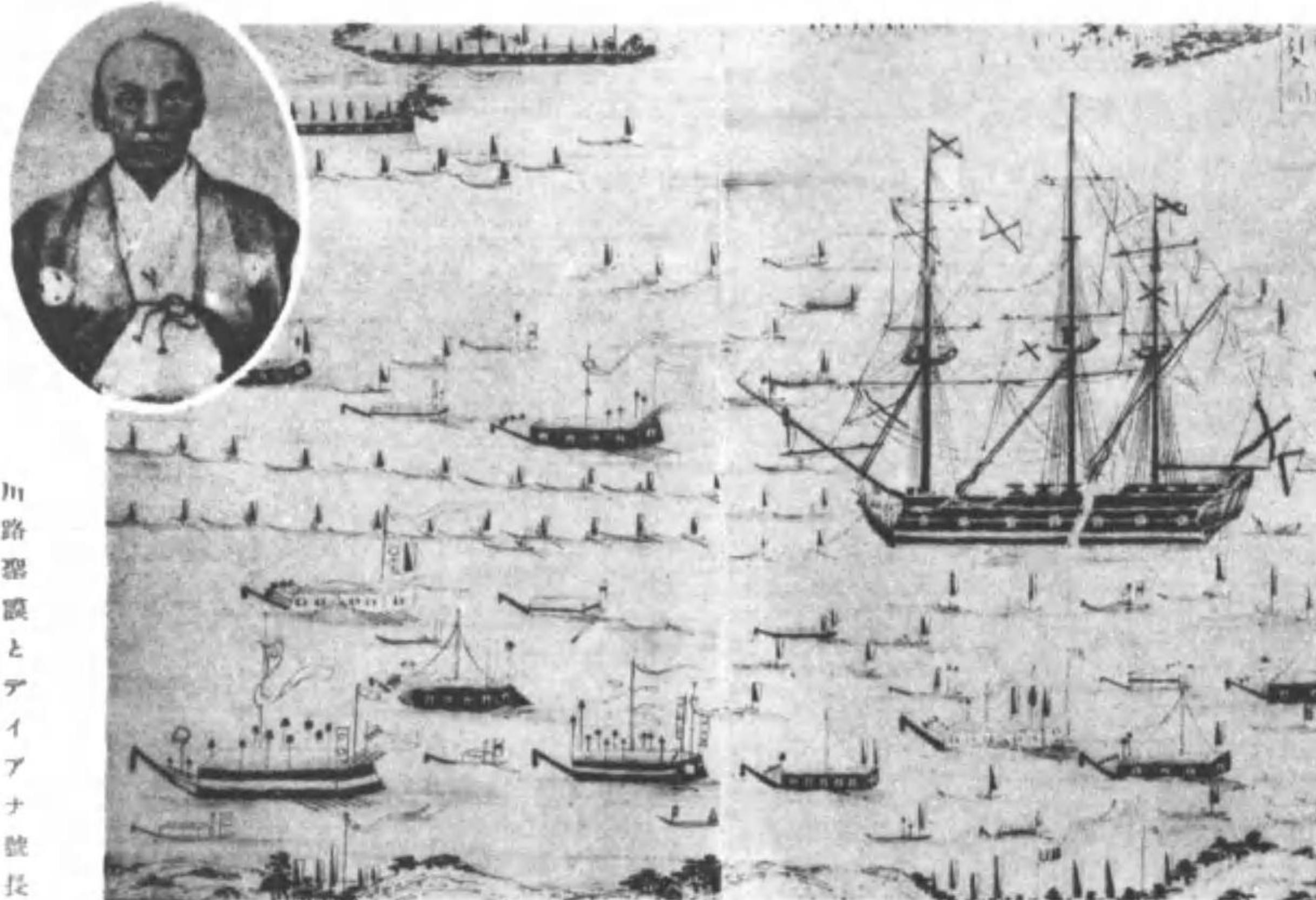
砲大と兵式洋に下の押指の（夫太郎四）帆秋島高（村塙赤郡島帶北藏武）原ヶ丸徳日九月五年二十保天。圖兵練原ヶ丸徳
る。あで川荒は面水の前手左、席の名大諸め始夫太左上井方砲砲、入倉野水附目口屋假の方遠、たづ行を替演の射發
る。あで蔵の氏勉販有備男て筆の（毎野）浦千木荒は圖原。



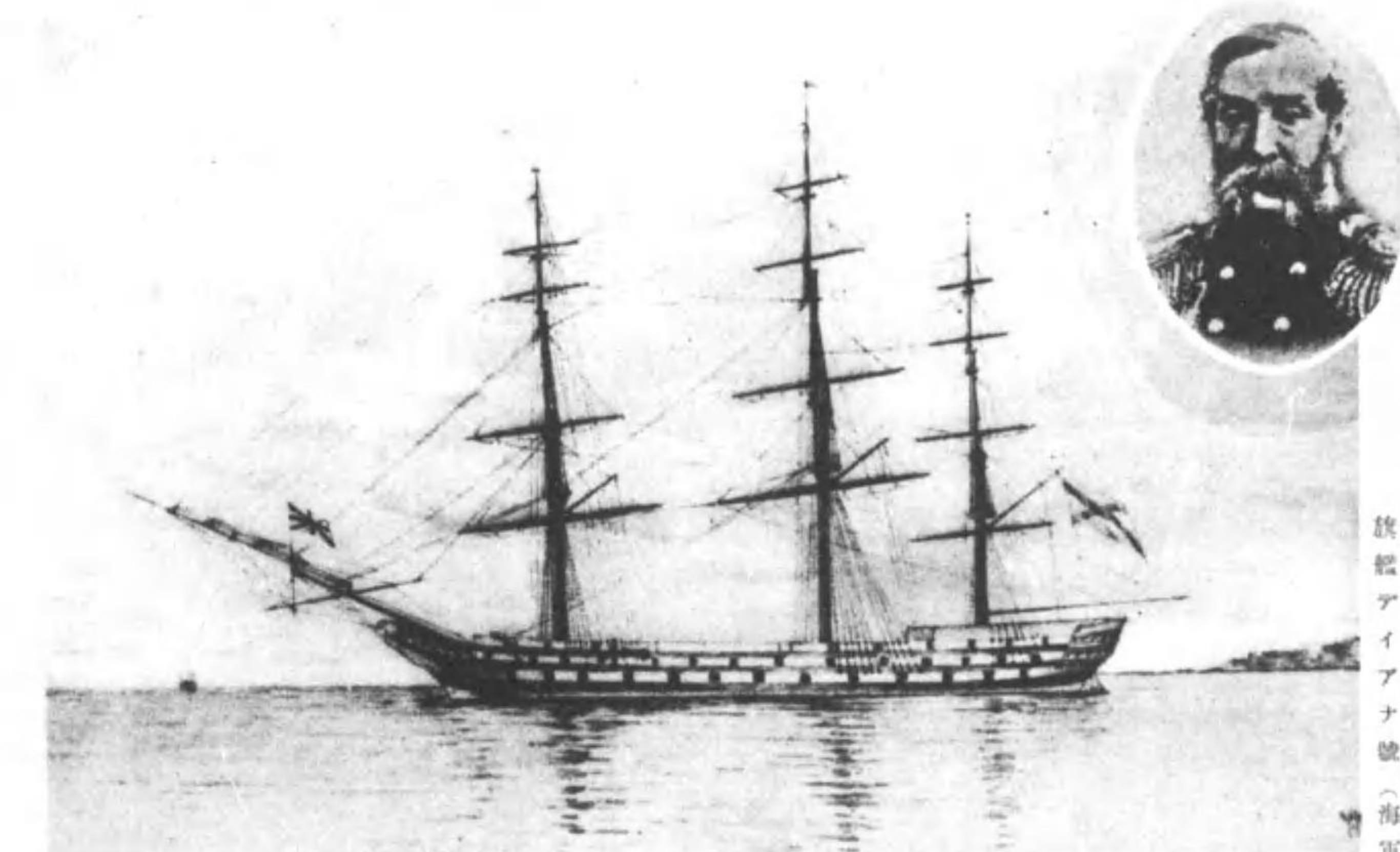
江川太郎左衛門像（上）
莊山反射爐（下）
我邦の鎗砲術を一變せしめたるもの
(江川家藏)



チーブ ナチャ・ラン・シ・ヤ・チー・ブ に 通 商 を 乞 ふ。



川路聖謨とディアナ號長崎港入港の圖（大）



ブーチャーチン像（江川家蔵）と旗艦ディアナ號（海軍省文庫蔵）（右）



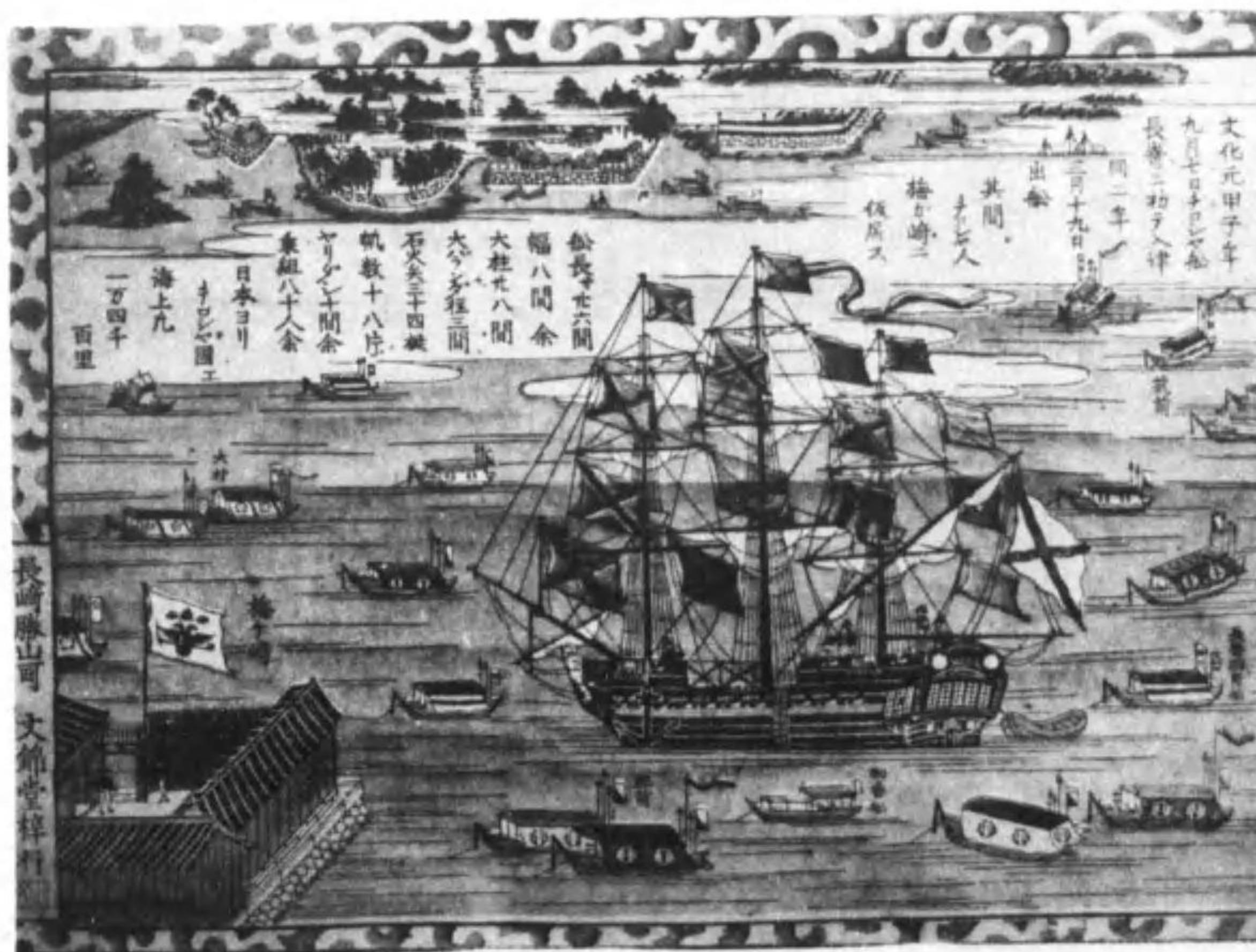
露軍樂隊の行進
魯船渡來幕吏談判
繪卷の一部
（黒田長成侯爵家蔵）

チーブはのる居てし對相で幕門御左路川守佐土尾荒、守前肥井筒で様有の中判談は左。〔部一の巻繪藏家曾侯田黒〕涉交露日るけ於に所行奉時長チーブ將中軍海國露。うらあで品上獻のりよ使露は端右で縁有の判談の目回二第の日二十二月二十年六永嘉。うらあで郎一謹質古はのる居てしを縁通で央中行十月七年六永嘉り来に島原笠小りよイソハリ廻を米南りよ洋西大へ從を隻三等船送てじ乗にダラルバ艦軍（脣露）日七月十（年五永嘉）年二五八一はチーブれさ遣派りよ府幕てめ始に日四十月二十て來に崎長び内月二十ひ向に海上那支度一でのいな得を領要も然てし費空を月ヶ三がたう乞を面通てし港入に崎長日七話みの事の給供水霧に準、ずれらめ種取は事の商通や題向昇境な排がため道を判談てつ渡に回数後附し接面と等守佐土尾荒、守前肥井筒、該幕門御左路川たな築建ふ拂焼で船渠火はに時の一萬、りあものもるす願志をり代身はに時たれき待招が等路川へ體露。たつむで張點一の期延は員委我、てしづぎ過にたつ難がたつむでぎ藏た出もど

朝來のフノザレ・係關露日の末幕



レザノフの旗艦「トアシダ」號（下）



(29)

十し卯急に府幕てい童に大は守後豊田肥行奉。た來に崎長てじ乗に號ダシテナ艦旗月九年元化文ひ從に事の船造軍海てつ來に東極接め勤を官記書院老元、人のヤシロはフノザレ・イラコニスラクき着に途歸路陸年六〇八一り居に崎長迄度年翌暮報を典辭語本日に申留在崎長。たし死病てにクスルヤノるさ歲密に院土學ドーラグロトベ日今。千人數語たし



露使來朝當時の木版圖（左）
レザノフ來朝當時の有様を畫いた
ものである。双頭鷲旗の下に居る
のはレザノフである。

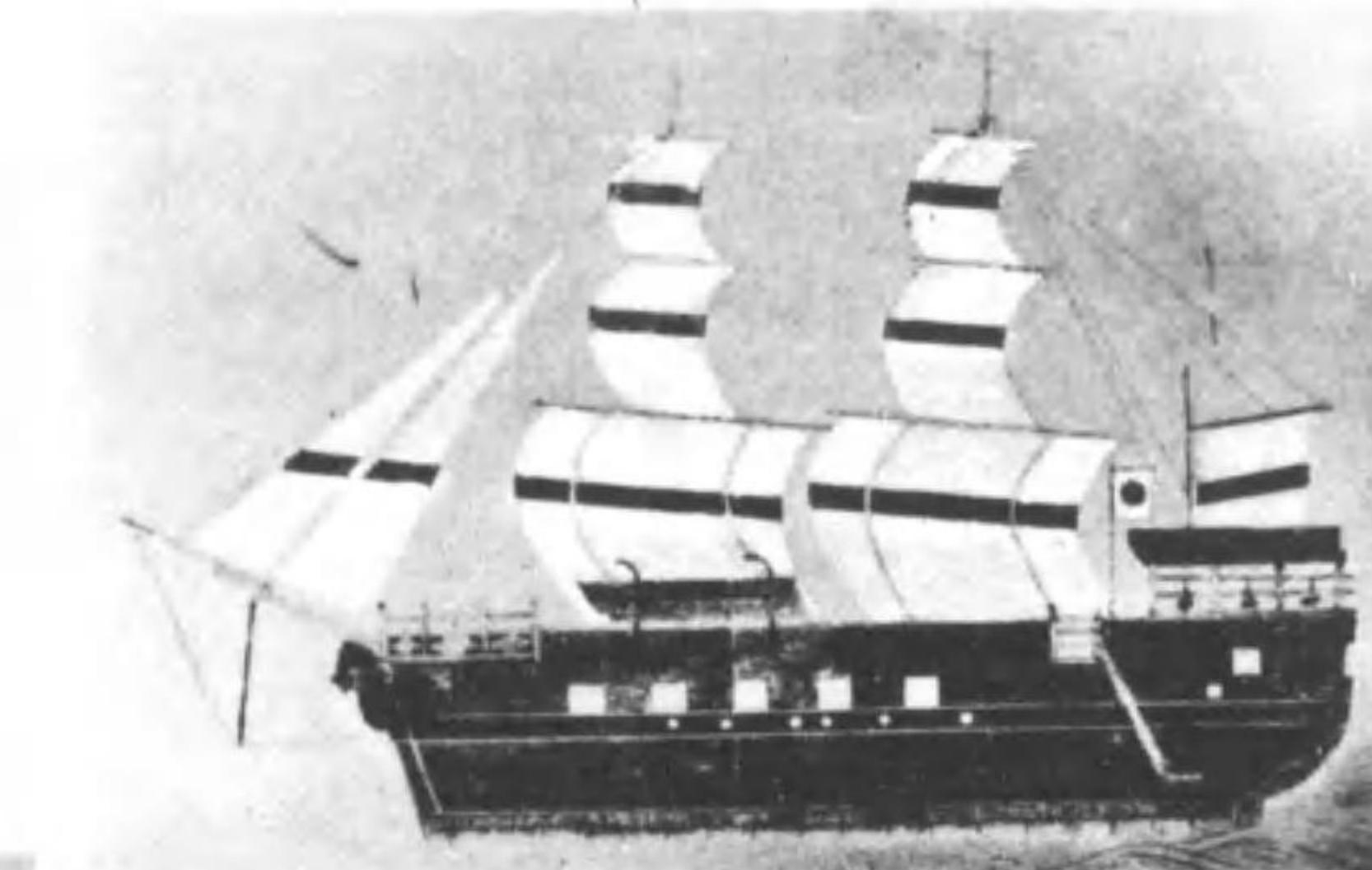
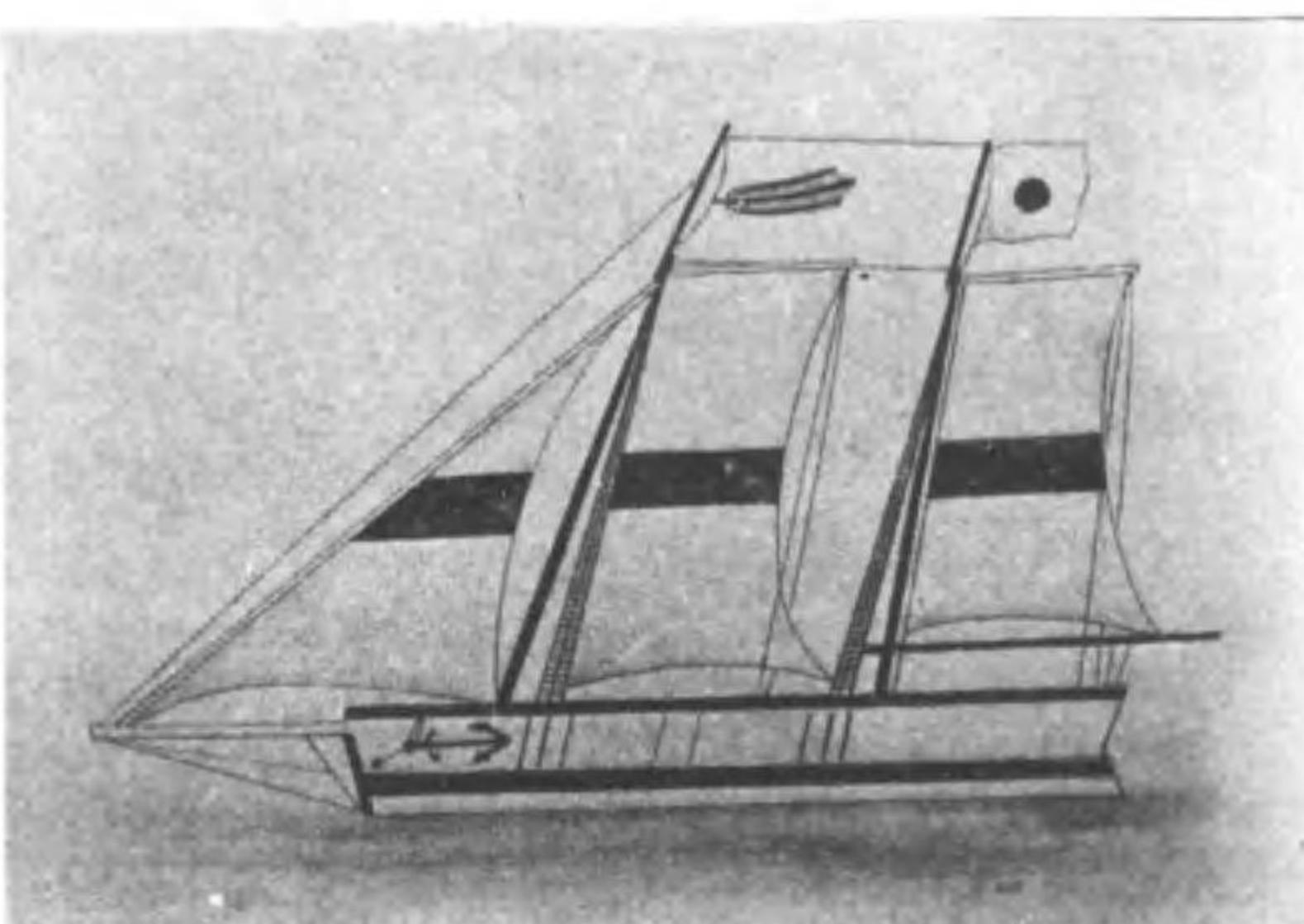


(上)像フノザレ・イラコニ使露
(左)畫版木のフノザレ・イラコニ

し朝來てじ乗に號ダシテナ艦旗月九年元化文はフノザレ
ノスラクき着に途歸路陸年六〇八一り居に崎長迄度年翌
暮報を典辭語本日に申留在崎長。たし死病てにクスルヤ
ノるさ歲密に院土學ドーラグロトベ日今。千人數語たし



洋式船の始まり



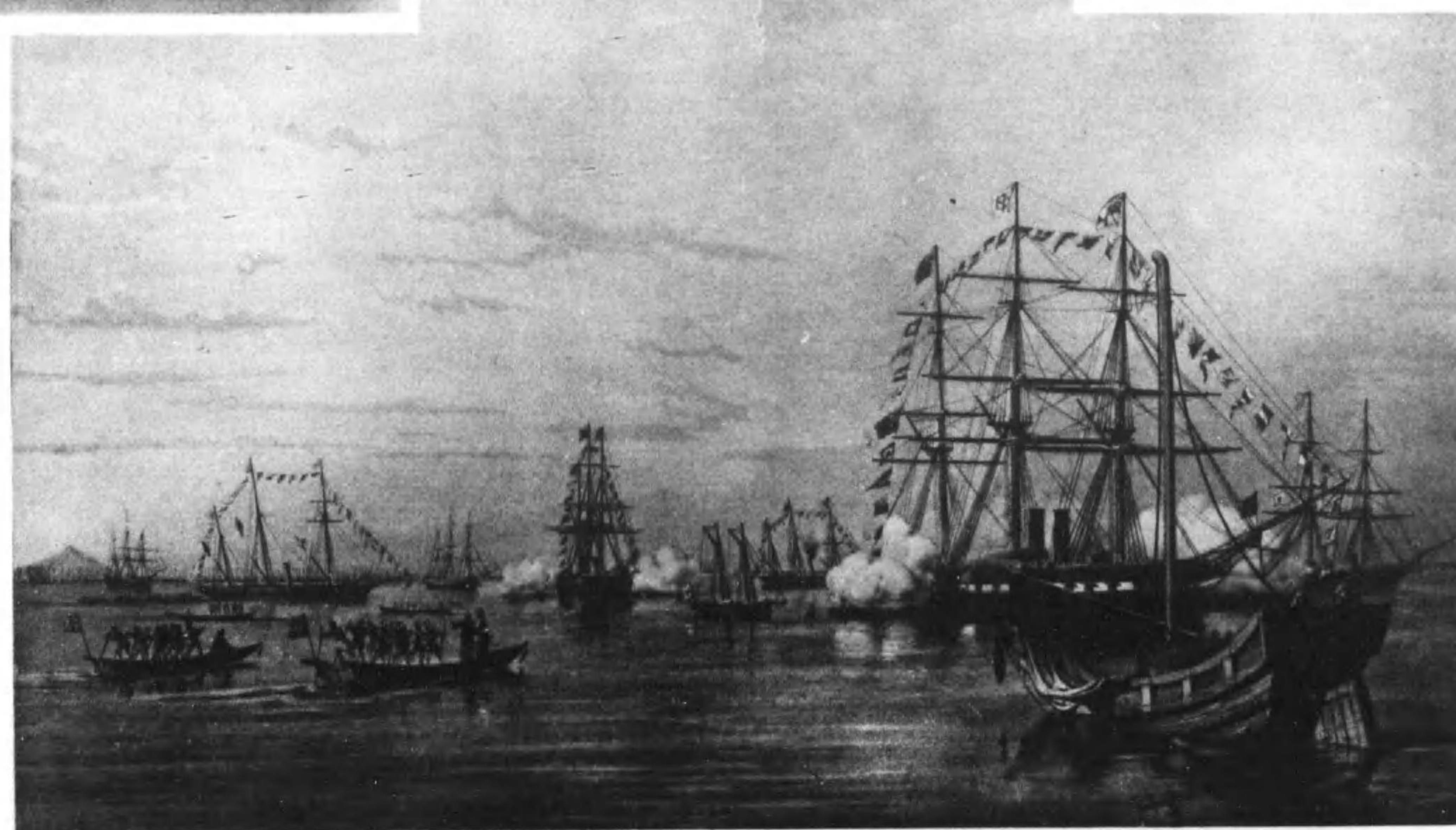
最初の洋式船

鳳凰丸（右）

安政元年五月十日、幕府は西洋形船鳳凰丸（長さ二十二間。幅五間）を建造して浦賀にて進呈した。實に西洋形船舶の始である。

君澤形（左）

安政元年十一月四日夏相地方の大工場にて下川碇泊中の露體デイアナ號が大破損した爲に君澤郷戸田にて幕府はスクーナー形二隻の建造を許した。此時其造船術を學びて後に邦人の手にて作つたもの即ち君澤形であつて鳳凰丸は外見は西洋式なるも内船は日本式であつたが君澤形に依つたものであつて實に我國に於ける洋式船舶の始である。



江戸湾に於ける
英國女皇贈達の快走船
蟠龍號（上式）
エ・フル・ビ・ラードウエル筆
(海軍省文庫蔵)

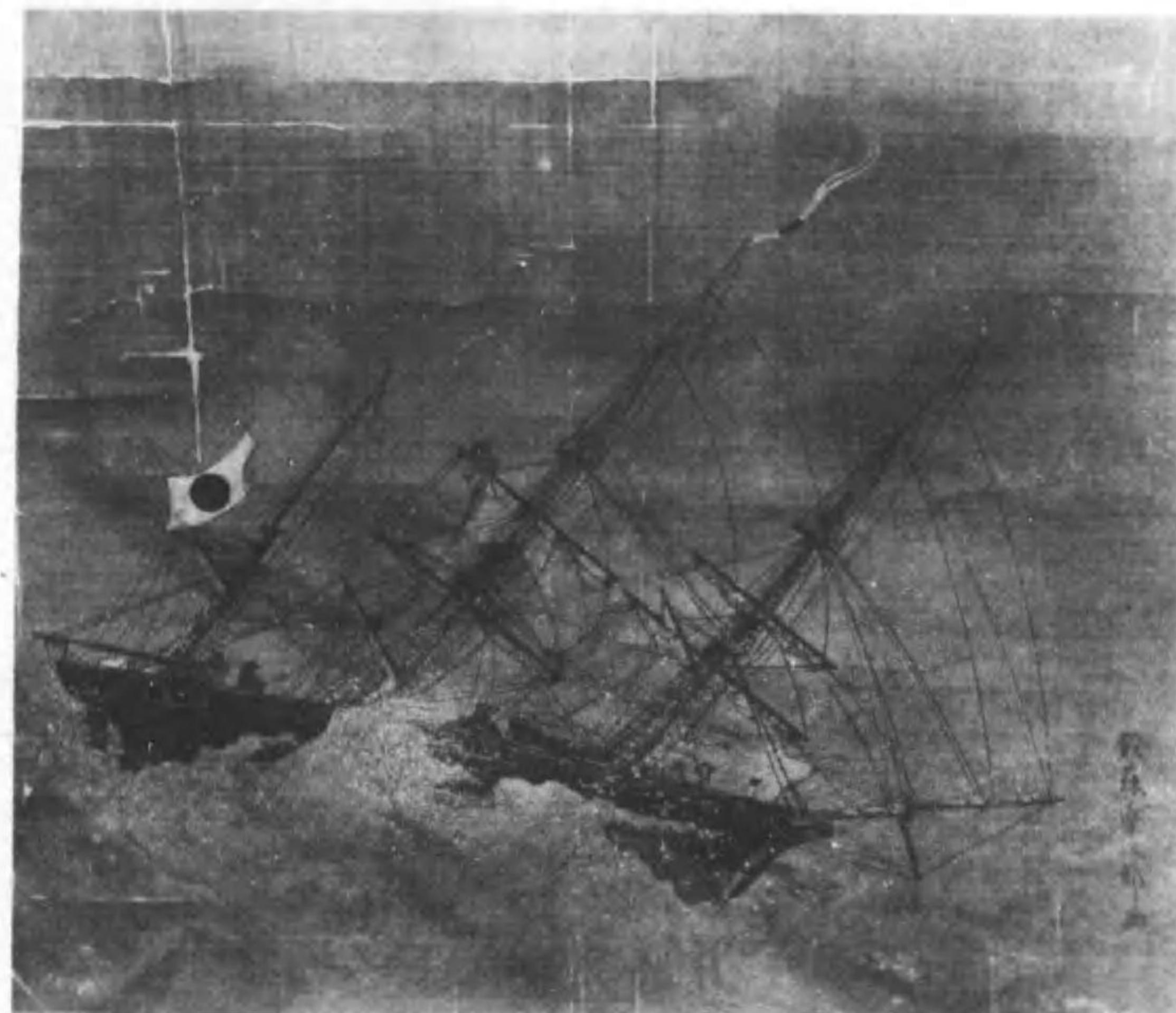
安政五年八月二十六日、日英締約締結の記念として英女皇より贈送されたるエンペール號（蟠龍號と改稱）の江戸灣に於ける帆上式。左より幕艦、駆上のヨット、蟠龍號、蒸船、英艦フュリース號。幕艦、英リーガンガート。英艦レトリビューション號及び幕艦。

チープし損破大は號ナアイテ船體に價地大亞伊の日四月一十年同に於く。るあで初の船造式歌るけ於に國我是。たつ作を丸鳳凰船亘てめ始日十月五半元歌安てつ悟を要の建造船亘は府幕來以來渡使奉
ローラル號（蟠龍號と改稱）の江戸灣に於ける帆上式。左より幕艦、駆上のヨット、蟠龍號、蒸船、英艦フュリース號。幕艦、英リーガンガート。英艦レトリビューション號及び幕艦。
。たつあでトヨの判評もで洲歌時當くし美だ其飾装で門四面裝力馬〇六。尺三間三幅。尺一間三十二丈。號ケーロベンエ名原。たつあが式上歌日六十二月八れら廢りよ王女英月七年五政安は蟠龍。

咸 隆 臨 丸 の 米 國 訪 聞



(藏氏吉浩村木) 守津攝村木行奉艦軍
(才十三) 影撮の前米渡



藏氏吉浩村木(筆郎次勇木鈴) 関九郎成



郎太蔵勝長船九郎成

木村権津守一行の宿泊せる
桑港インターナショナル・ホテル寫眞。(下)
木村浩吉氏藏

ADMIRAL
KIM-MOO-RAH-SET-TO-NO-CAML,
Japanese Steam Corvette
CANDINMARRUH.

(上) 刺名の守津攝村木
(藏庫文省軍海)(右)眞寫丸郎成
クス 橋三造木力馬百 呪四二幅 呪七六一き長
船汽蒸形トウベルコーネー



がたいつに港桑日六十二月二し發出を賀浦日九十月正年延萬。るあで海航洋遠の初最たれさ縱操てつよにみの官士軍海本日に實是。たし造派を丸郎成は府幕に爲の衛護節使米遣つ行一守前豈見新
臨成け受を迎歟大の民官港桑。るあでのもたい吐を氣に大てし換交を砲禮の發一十二々堂てし用使を計時沙は際の港入港桑。たつあも日ノリ計んせ沒沈ど殆れさ間に浪風は他其日數に僅日の天晴間此
。たつ行でん込乗で儀名ふ云と者從守津攝村木は吉諭澤福中名餘十九行一。たし造舗に開戸江事無日五月五てつ寄立にイツハ、發出港桑日九十月三てれ別と節使は丸

行 一 員 組 乘 ご 迎 歓 丸 臨 咸



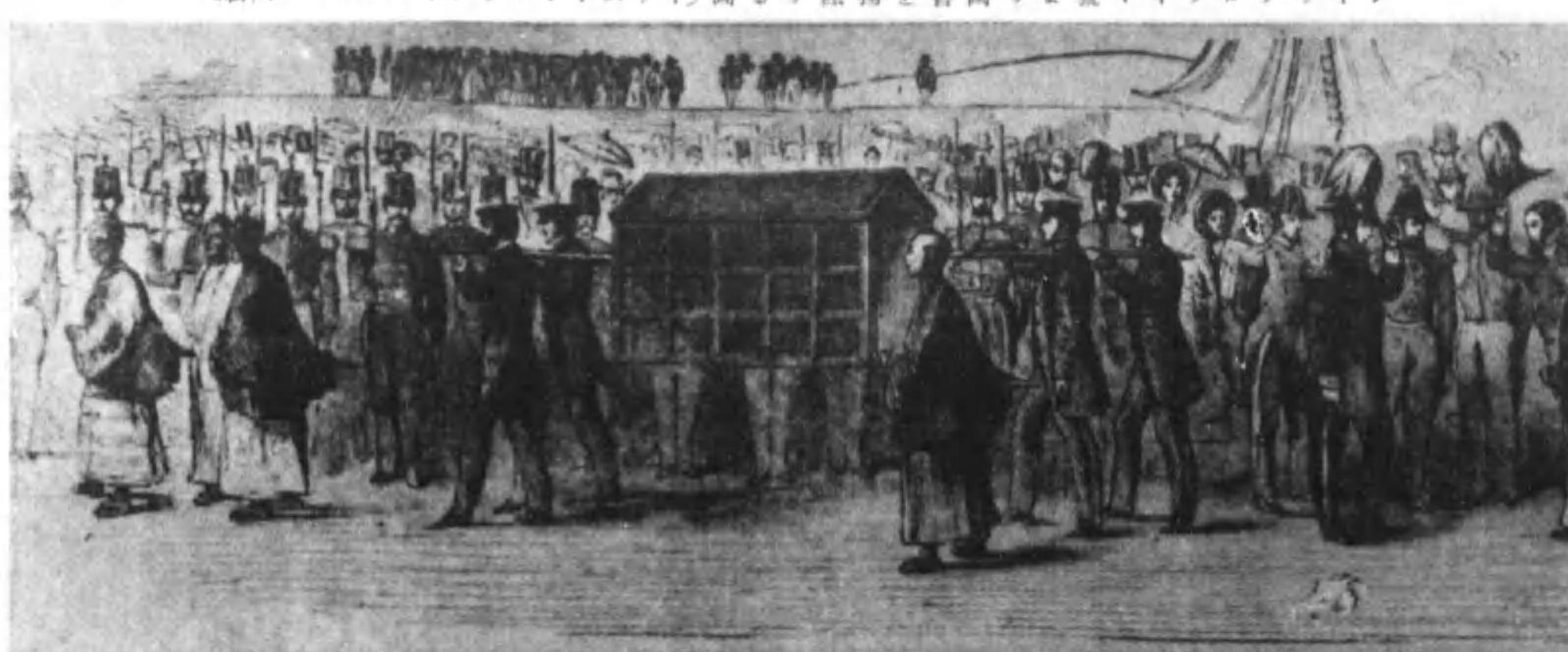
藏井田岡。吉詮澤福。りよ右(藏館書圖學大應慶)眞寫行一の込乗丸臨咸
(影撮て)港桑。郎次欽津根。門面有興口賀。郎八五井永小。郎五濱田肥



(藏氏吉浩村木)守津攝村木
のもるせ影撮の兵水組乗丸臨咸



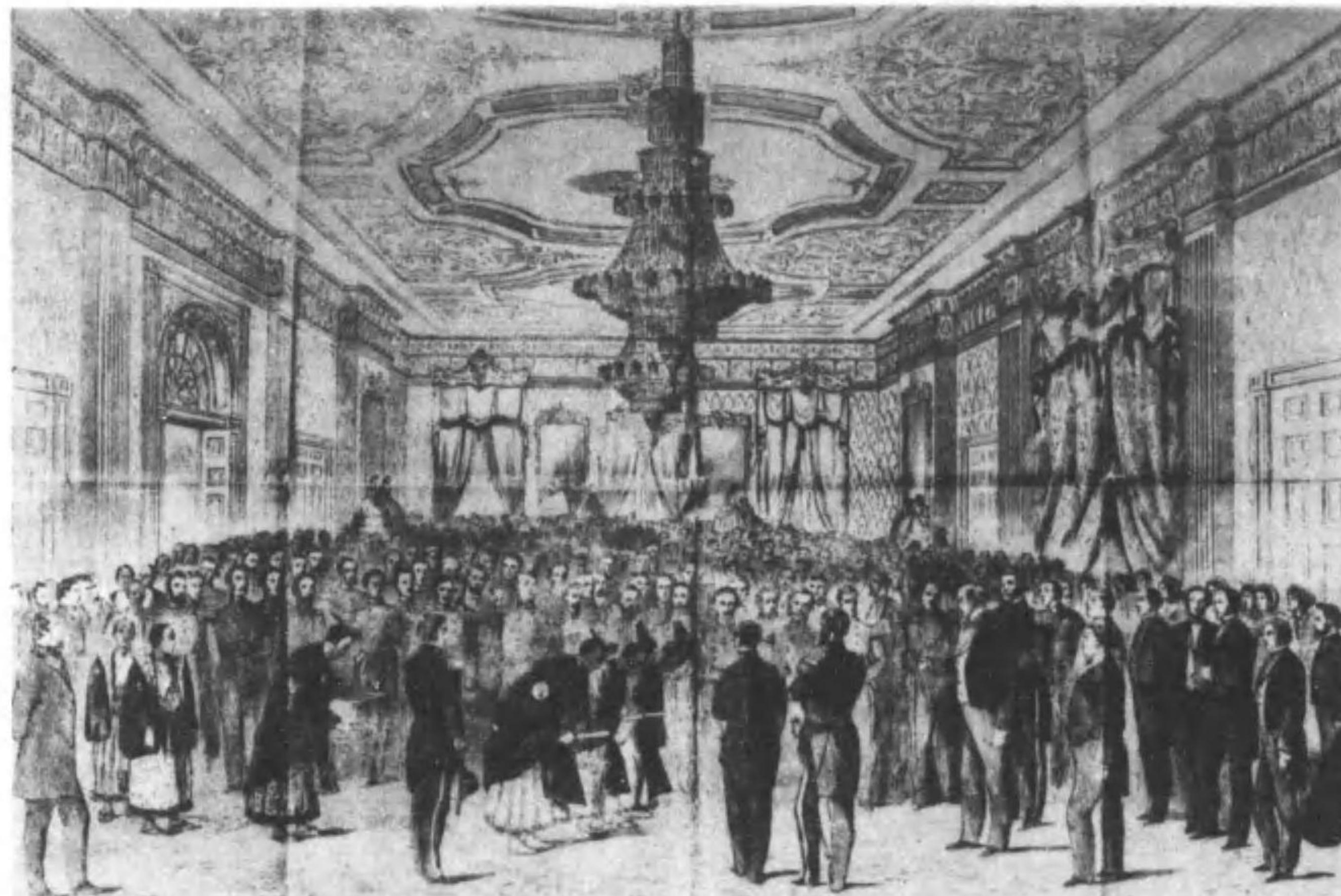
(上)文議決迎歓丸臨咸の會員委理監港桑
のももたし寫手部全に紙皮羊の寸九尺一横。分五寸一尺二縱は品原
は函。るあが名署の員委理監區各め始を氏ーカメナテ長會に下で
(藏館書圖學大應慶) るあてし施を色彩極に部外てに筒圓製屬金



ではがのもたれらせ贈寄に學大應慶てし伸引でのたれらせ挙指を事るな吉詮澤福權右際の來渡が吉榮田鑑年先、てつてて眞寫取子硝るあに館事領本日港桑は眞寫の行一組乗丸臨咸
奥の中陵場りよ號ヤイフルデライフ。るあでのもたし影撮の夫水其がにし朝歸てめ求ひ買を機眞寫、え覺を御眞寫が夫水の中組乗申理修の丸臨成てに港桑は眞寫の守津攝村木。るあ
るあでのもたれさせ草摺にスーエニ、ドクテーレトスライ、ターヨーユニの時當。る居てい摺が查巡を後前てつ居てつ入道が書約條はに申ゝのもな様の

幕府の遣米使節

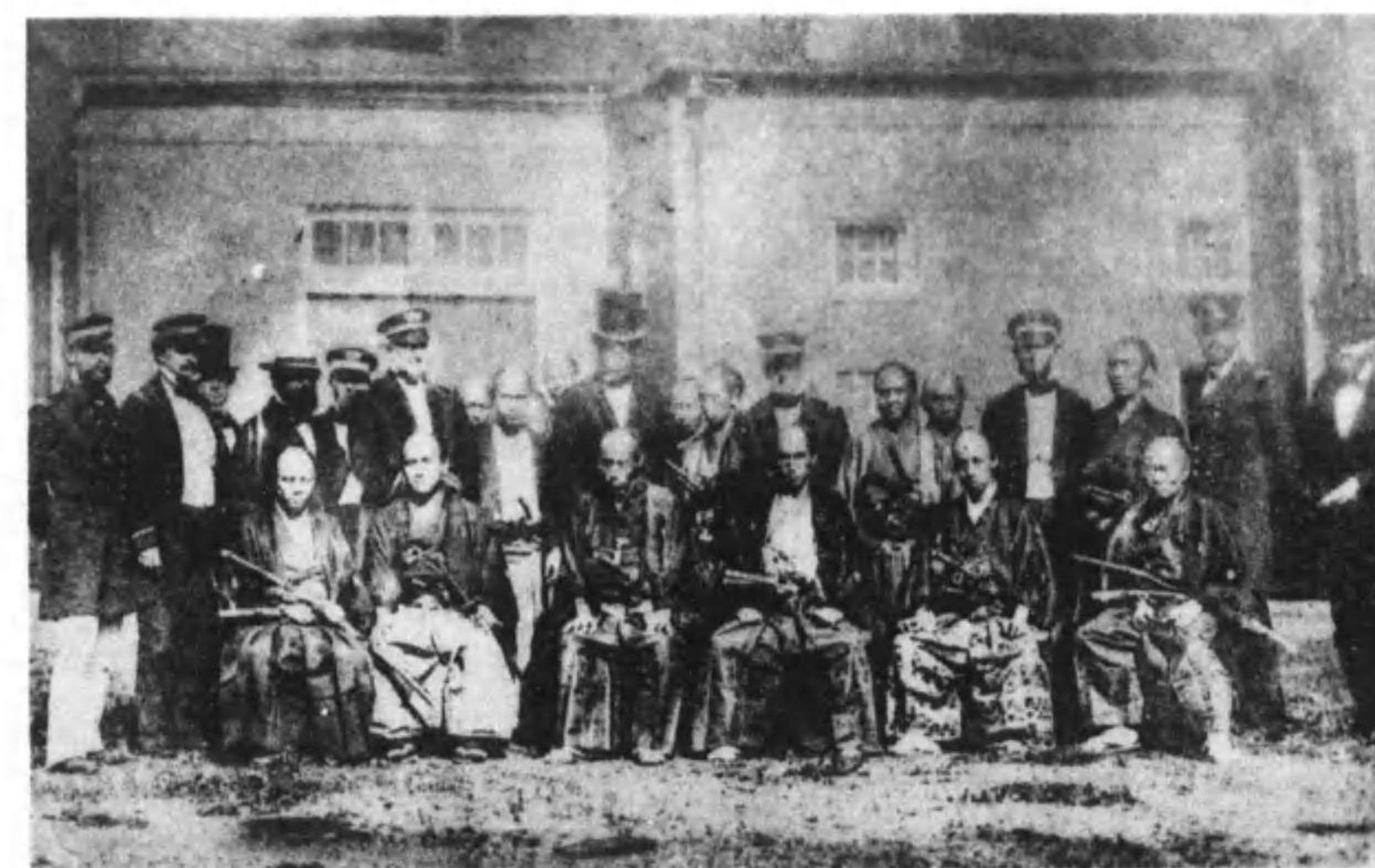
白堀館に於ける一行
萬延元年閏二月二十八日一行はホワイト・ハーヴィーに大統領アンドリュー・マクニル氏に謁見して國書を呈した。例は同年、西紀一八六〇年五月二十日後有。一行はタラード・タラード・ヘンリイー、申更正の二人の正使の輸入新聞に見えたるアルフレッド・ウォーレント博士の所へ、申更正の二人の正使の一行。其後方の同じ服装の人が成瀬善四郎正使の隣の子の林野に居るが、國書である。正面に面して居るのがアカトノ大統領、裏面に大統領の秘戒である。



遣米使節新見豊前守
安政五年六月締結せる日米修好條約批准の爲萬延元年正月に派遣され、便
節の一行は寫眞でワシントン市ウイラードホーリーに滞在中の攝政である。右
は監修小栗豐後守、中央、正使外國奉行新見豊前守正典、左副使村垣洋蔵守。



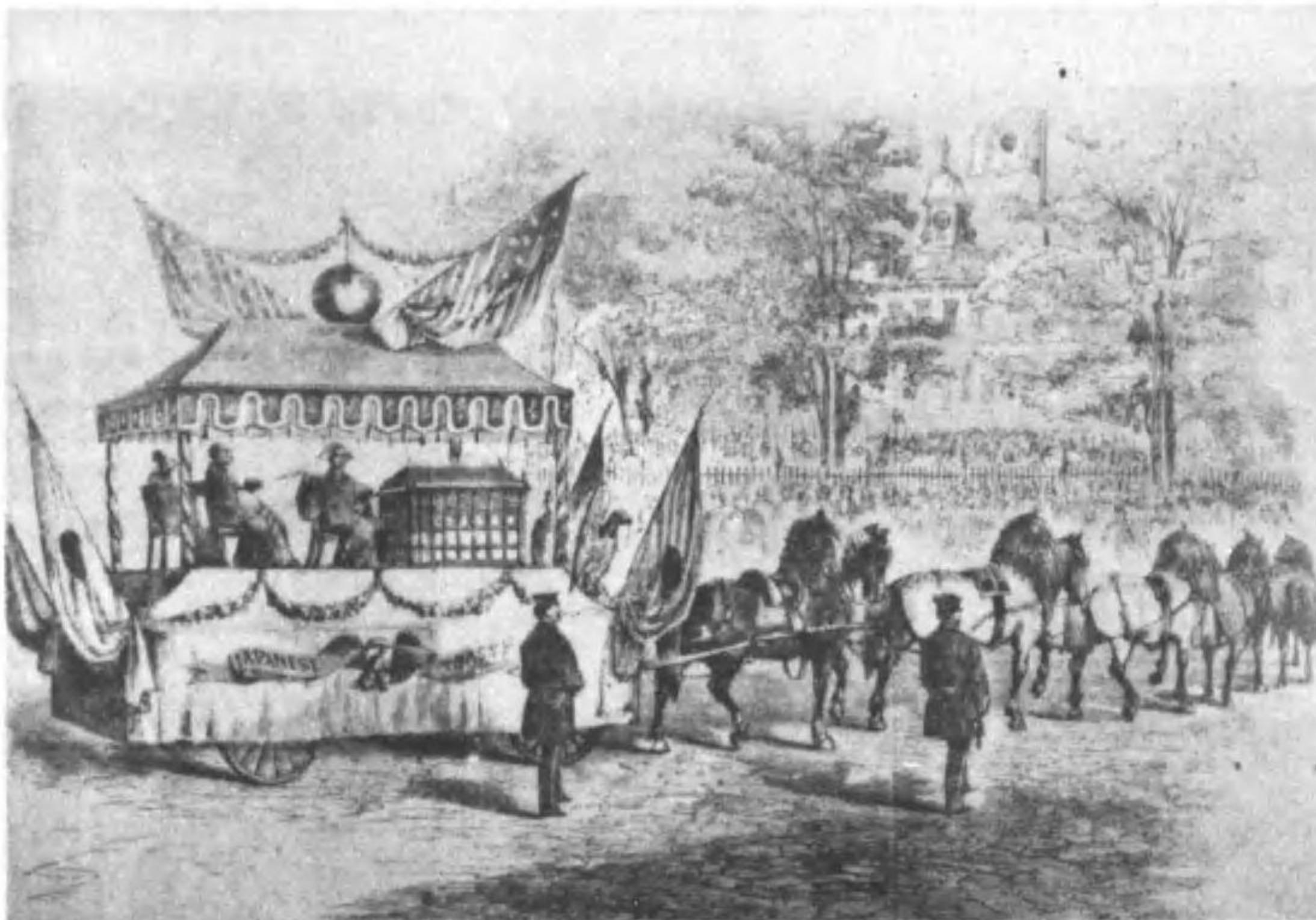
面裏の計時金同



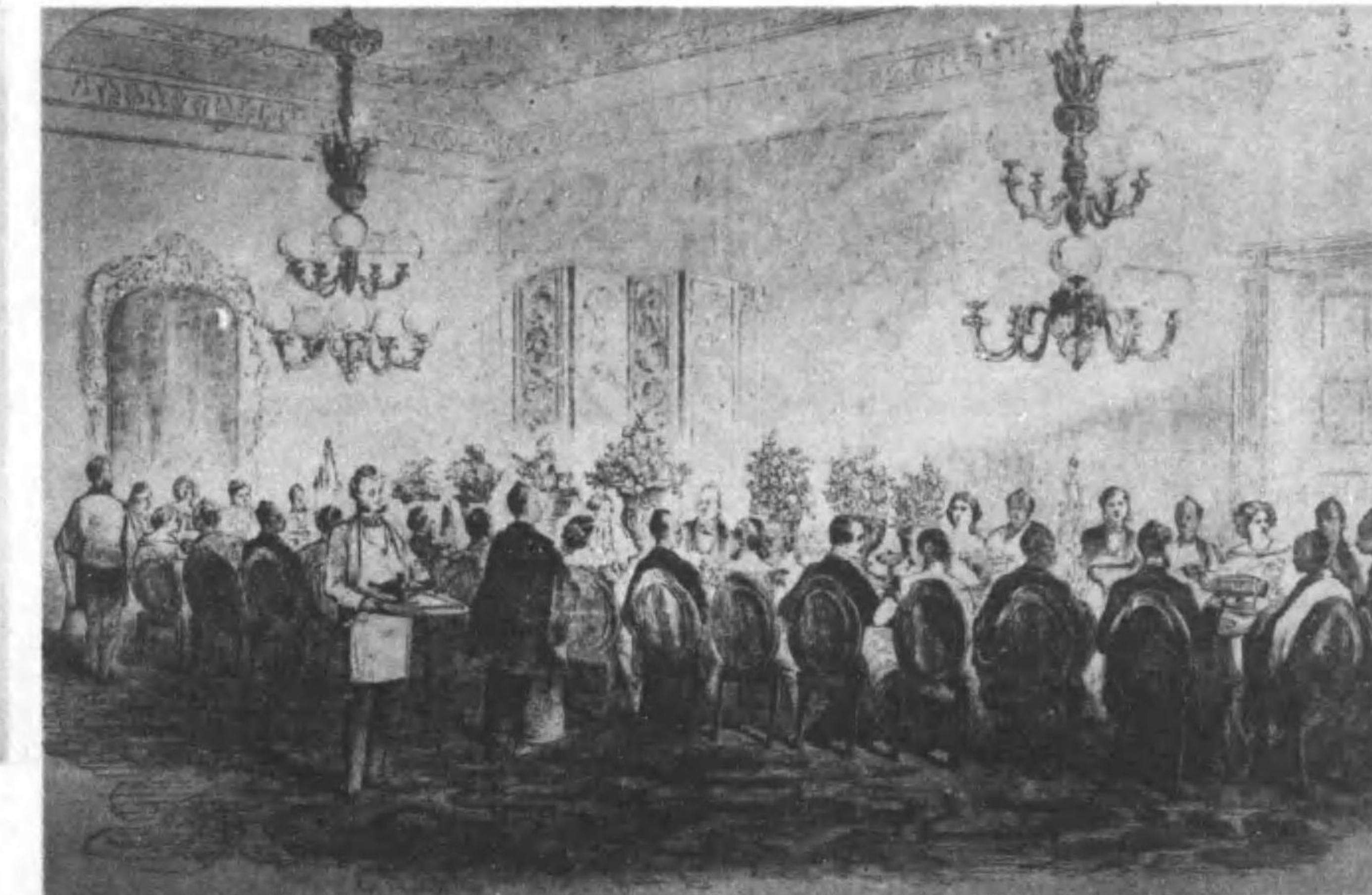
茂家川總軍將代四十錦りよ領続人シナカズ
計時金るたれの間に

節使米遣るけ於に國米

英廷九年四月二十八日波止場より馬車にて國語を運び圖。

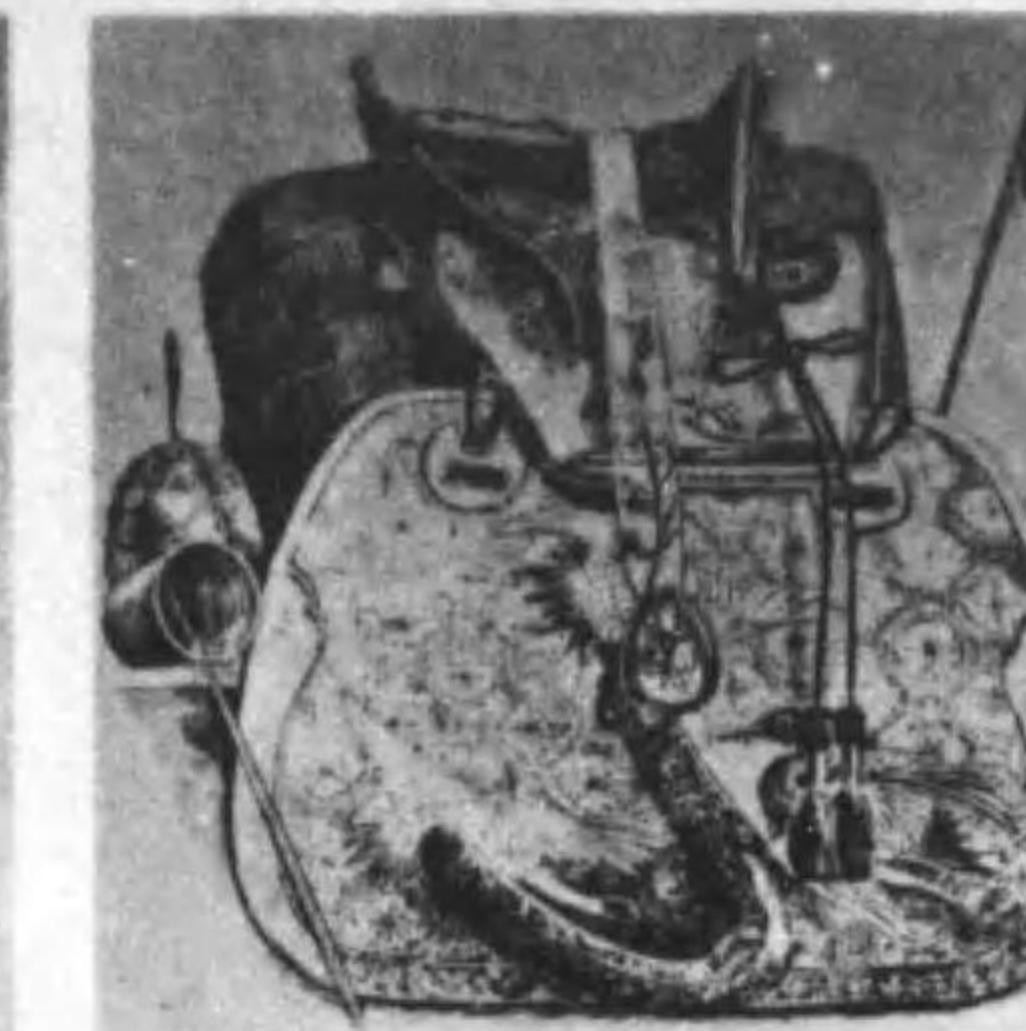
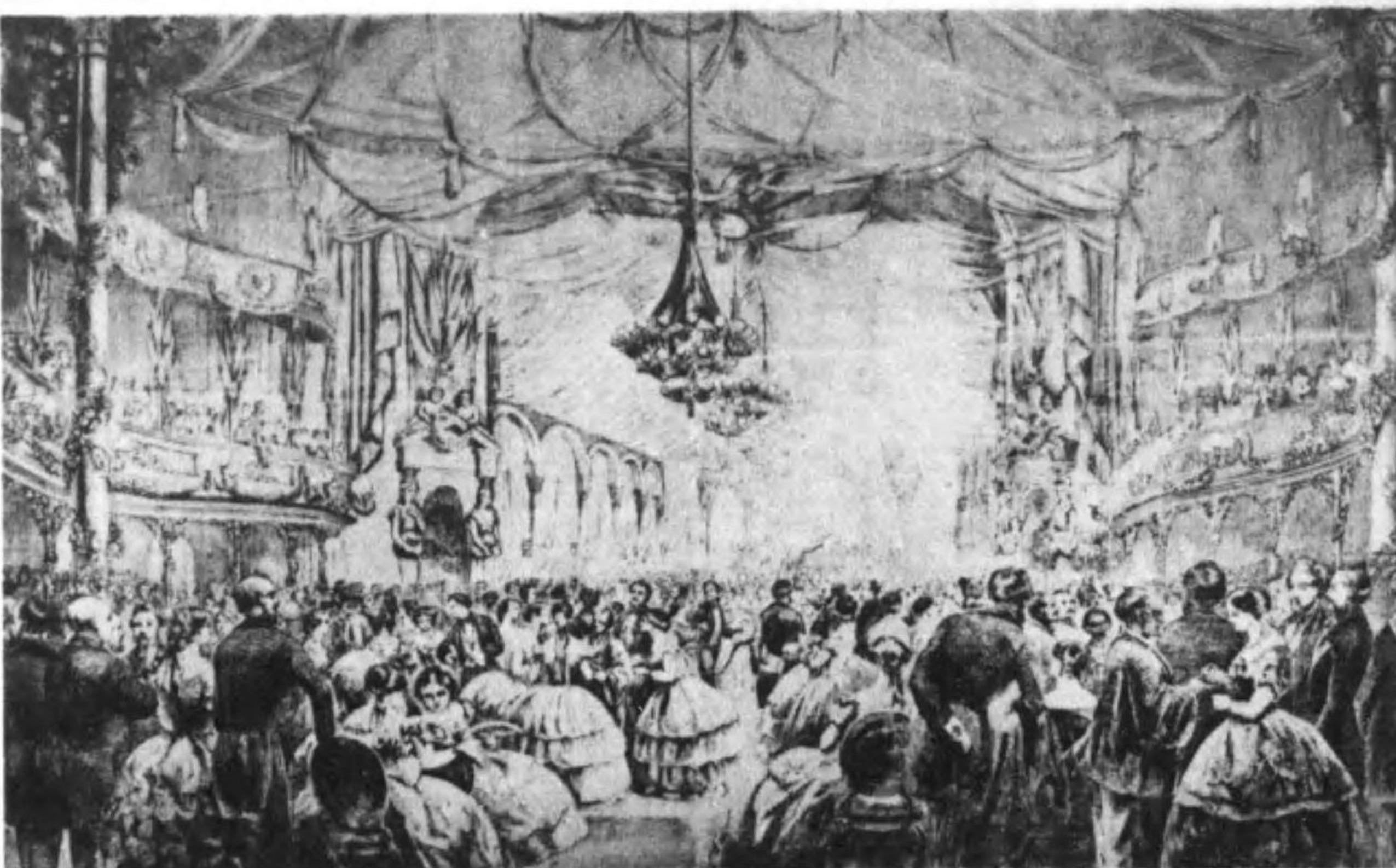


(左) 會詣舞大體主市育組るけ於にルテホンタリホロトメ



(上) 宴饗の領統大

館裏白 (日五十二月五曆陽) 日六月四年元延萬
左の領統大シナカブてつあで宴饗るたれさ催てに
が有其。シレエ女姫はるせ對に領統大。順忠栗小
るあで田森は左の順忠。興正見新



(左) 駕馬の呈贈節使本日

(右) 鉢火と
藏館物博ントンシリ



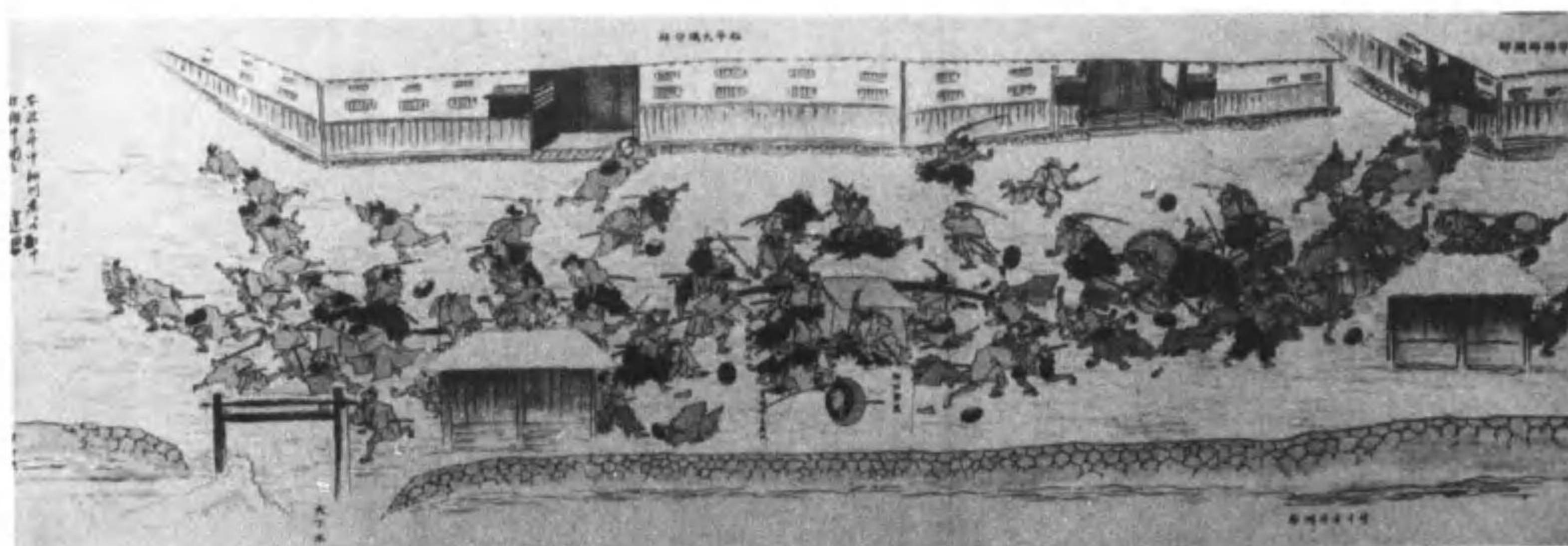
變事田櫻



べす信も最てつあで筆の活永野守しりあ交親と御直。蹟事其と僕御直伊丹
(藏寺徳豪谷田世京東)。るあでのもき



參目今で郎伊丹は宅郎の左、門田櫻は右、重粉胡るせ賣販てに中市時當櫻事田櫻は御原。置佐の御遺外門田櫻
。るあでのもたつ起て間の所番社のつ二右左るな際水は櫻事て所るあの御本謀



(蔵館書圖學大田稻早) 郡五市田蓮、圖變の外門田櫻

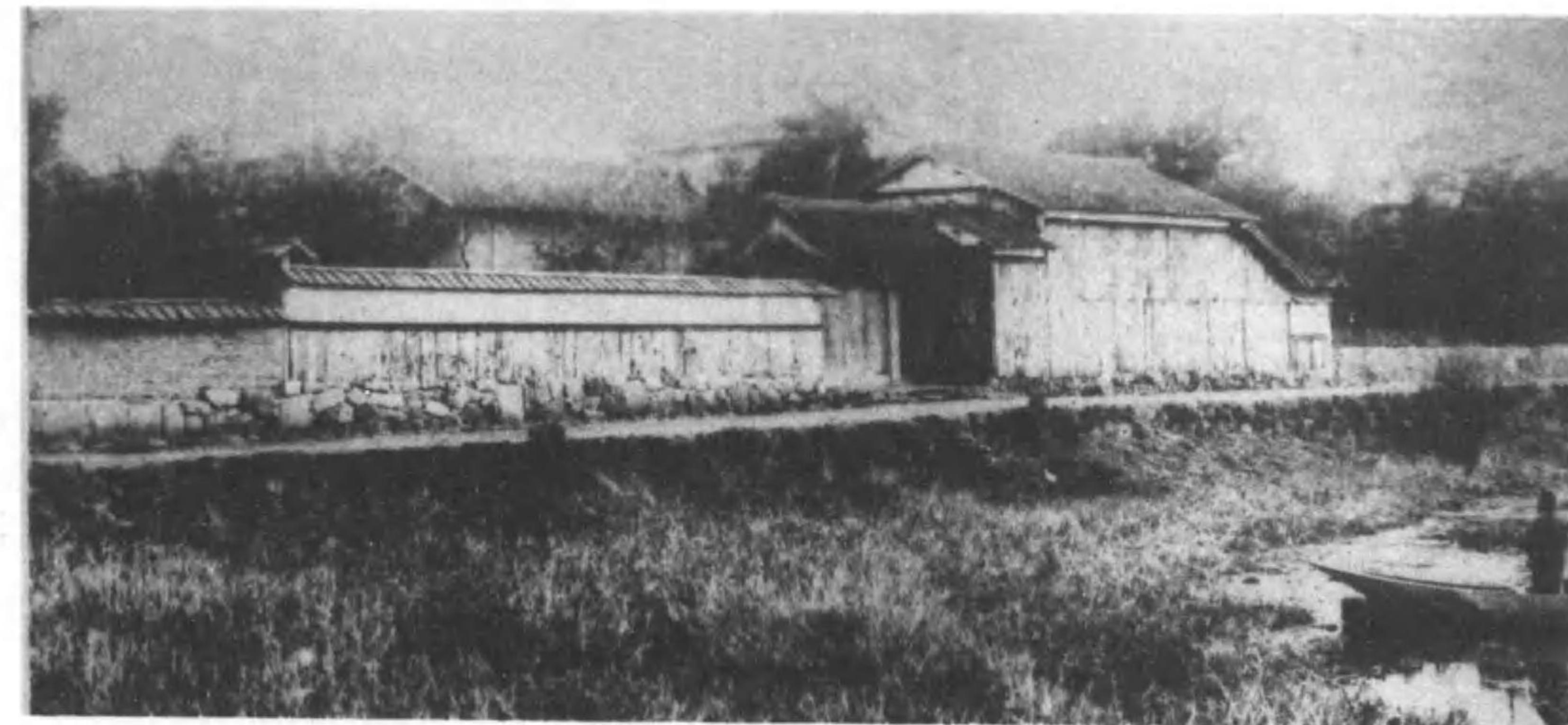


所るす有の氏正本裡に後がたし時に有所の氏木三威姻の戸水は諭此にう邊に里郷接歛てつよに言遣其、き描に中因幽に家川鉢てつあで筆の郡五市田蓮るな人一の士道は繪の櫻事田櫻
平。郎二忠澤黒は關勝。助雄守有は武雄。助之義闘は達平。助之竹野佐は明光。物監藤齋は「文」。門衛左治村有は清経。中華道の士烈。る居てれらせ藏徳に學大山稻早は在現りなど
。るあでの郎二孫子金は敦孝

筆 遺 の 弱 直 伊 井



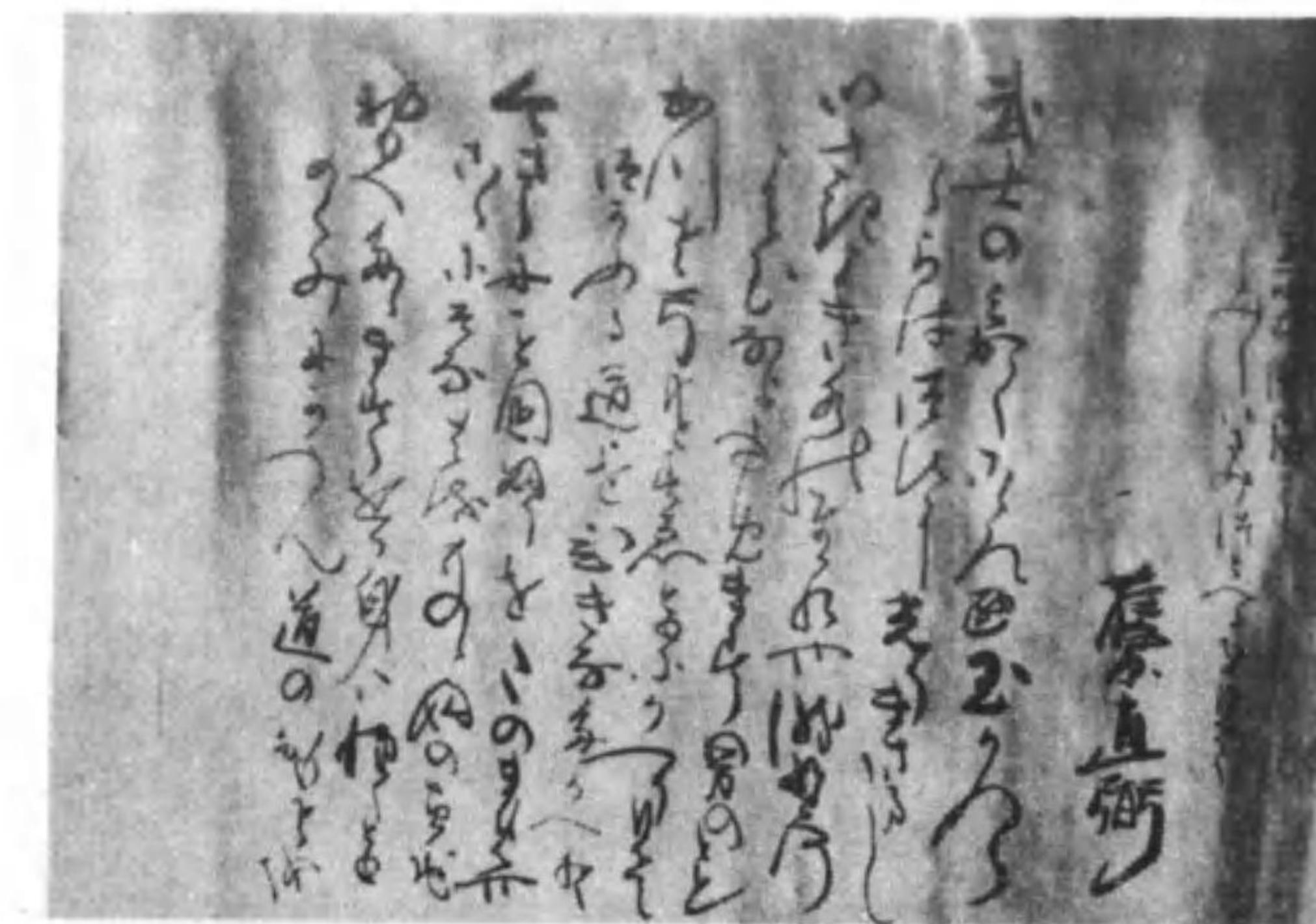
(蔵家爵伯伊井)『世研君爲』歌和の弱直



。たつあで居官の間年五十約後前へ稱と舍木垣が弱直てつあで敷屋北町末尾の丸の三根產。舍木垣



井伊攝部頭銅像(横濱攝部山) 藤田文藏作



開所武頭前月ケーの戀兎ち即日三月二年元延萬。歌和の弱直
(蔵家爵伯伊井) 歌るめ詠てみ庭に式講



直 倭筆「鬼の寒念佛圖」 三 横一氏 藏

は夜し作勞勉勵しとんき盡を分本ても立は時さあ事朝一もどれけたつ縄に世當を望し擬に木埋をら自弱直。たつあで勘吟な要重てしと代時養修が彼は間年五十たつあに舍木埋が弱直
館に弱直を之は通一て見をのるあてけ付に端左に共右左が趾母の鬼、でのもたへ興に通一「夫太孫居三に代時舍木埋は『圓佛念の鬼』。ふ云とため勉を道兩武文、問時ニにか僅事の段
。ふ云とたし問反と『かるあが事に見を鬼は汝』は弱直、所たつ

城根彦城居の彌直伊井



口手大城根彦



址舊館櫻地の誕生彌直



口和佐城根彦



間主天城根彦

廊三弟に續一と藤直弟に時の才七十年彌直年二保天。たつかな居てれきも望覧てし大に爲。たつあで子ツ末の中直父てれ生で（んてごきやけ）館櫻の廊二弟城根彦日九十二月十年二十化文は彌直伊井
代四十第し稱と頭部拂てつよに命幕日一十二月一十の年其でのたし卒で病が亮直見るな主落日朝月十年三永嘉。たつあで居住の程間年五十後前し稱と舍本埋を所此は彌直がたれき移に郡公の内木凡の
。たつあで前年三にか僅の來渡リルべてつあで六十三年。たつなと主領の石萬十三城根彦の

嫁 降 御 の 王 親 内 宮 和

儀 肖 御 宮 和



る さ ば 遊 め 認 を 書 願 内



華 真 御 宮 和

管絃のこらるを
桺ゆみ春をさへるうく
ひすにしらへかよはす松
かせのこそ



茂 家 川 德 軍 將 代 四 十

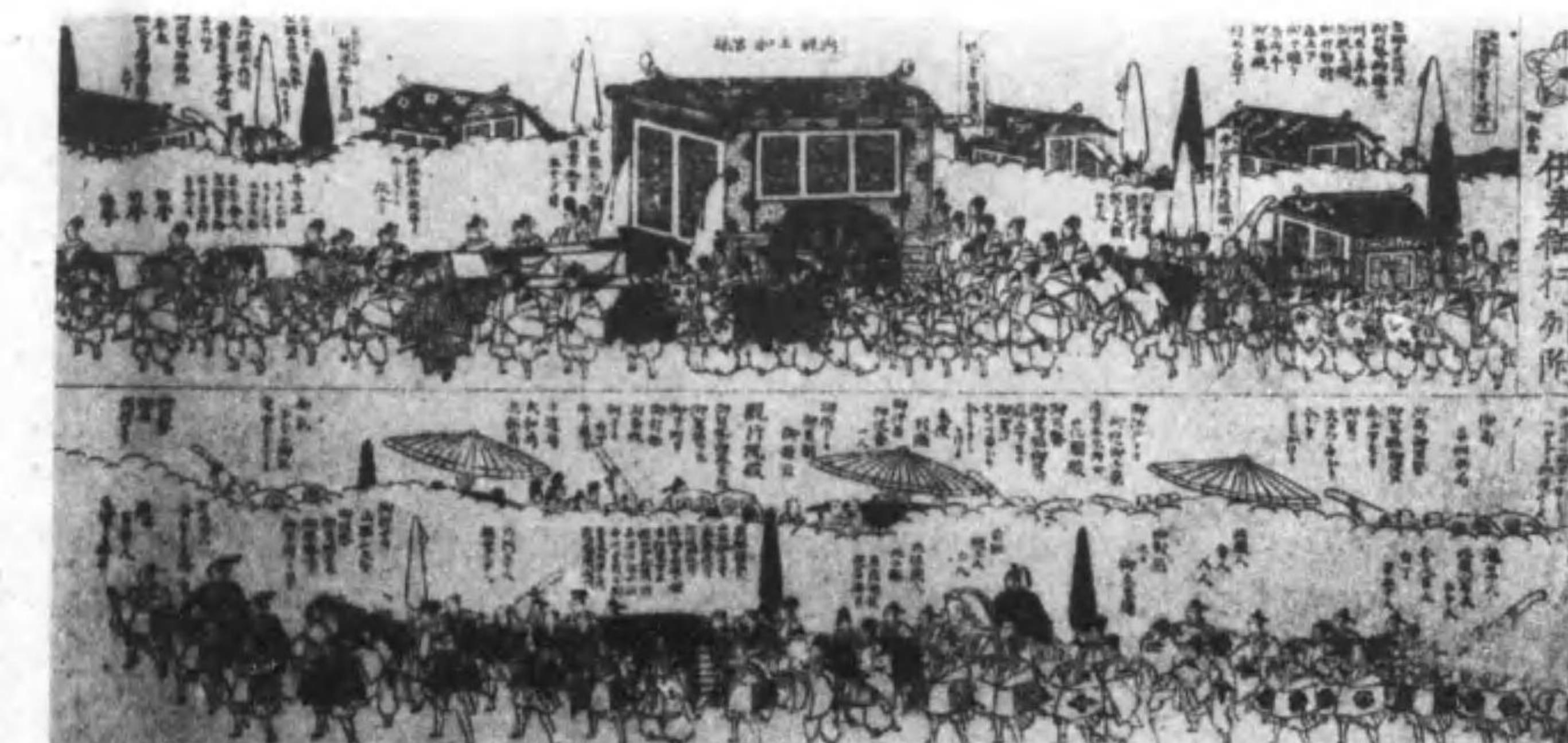


圖 の 列 行 御 嫁 降 御

らあ城入御日一十月二十、御着に邸水清戸江日並十月二十。御通を道仙中に接を都京日廿月十年元久史は王親内宮和妹令御皇天明孝、たふ給せら成と性懶の體合式公に裡の業大新推
前發御月八年十治明。たつあでのもな當非はるたれさ藝を力てつあに面裏きつにし渡引城戸江。ふ給せらなど婦寔てしに年五にか催櫻同御のと茂家軍將。才六十に時年御、たれらせ
ふ給せらは終を生一き多調波てつ以を才二十三年御日二月九

變事門下坂

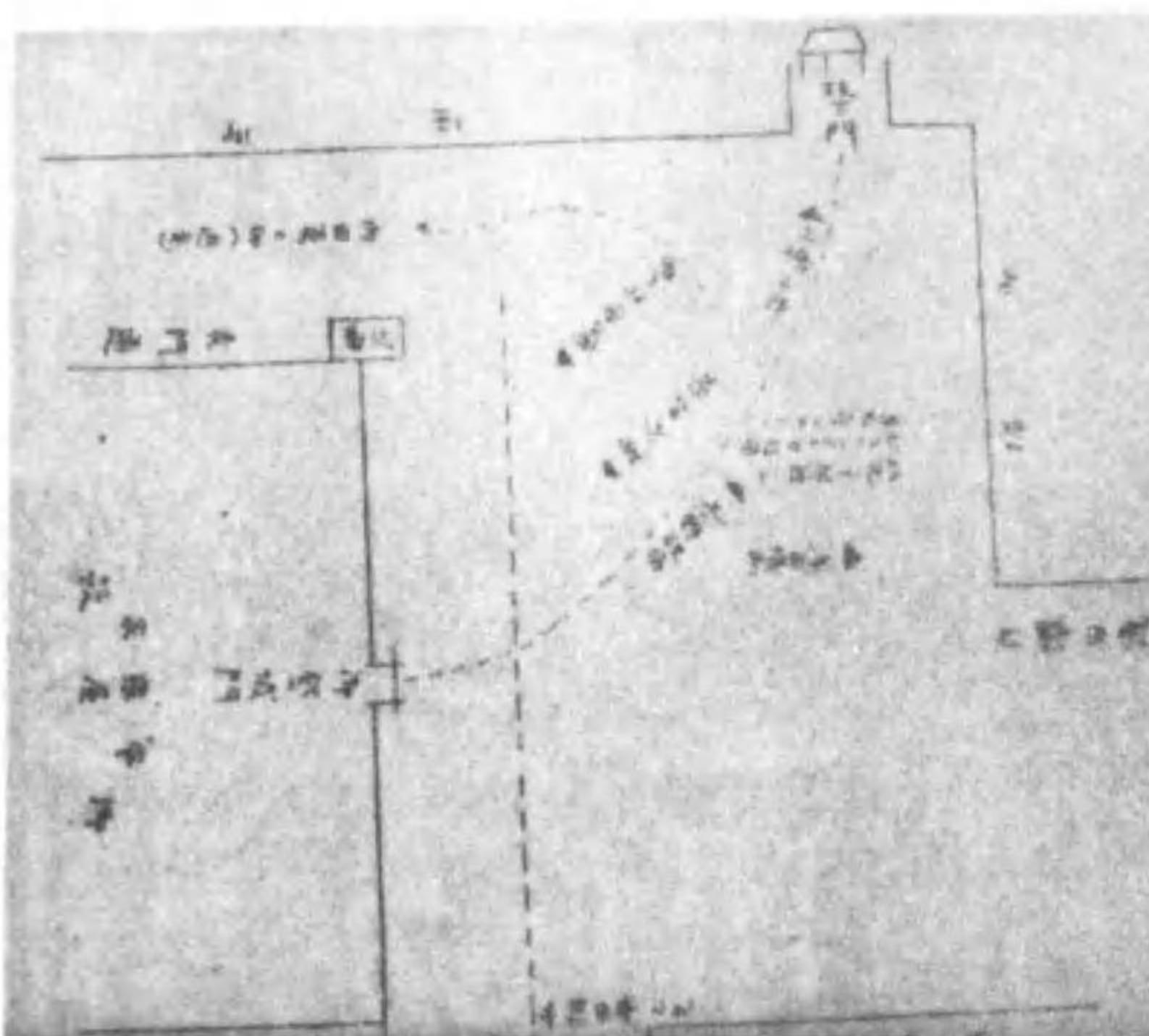
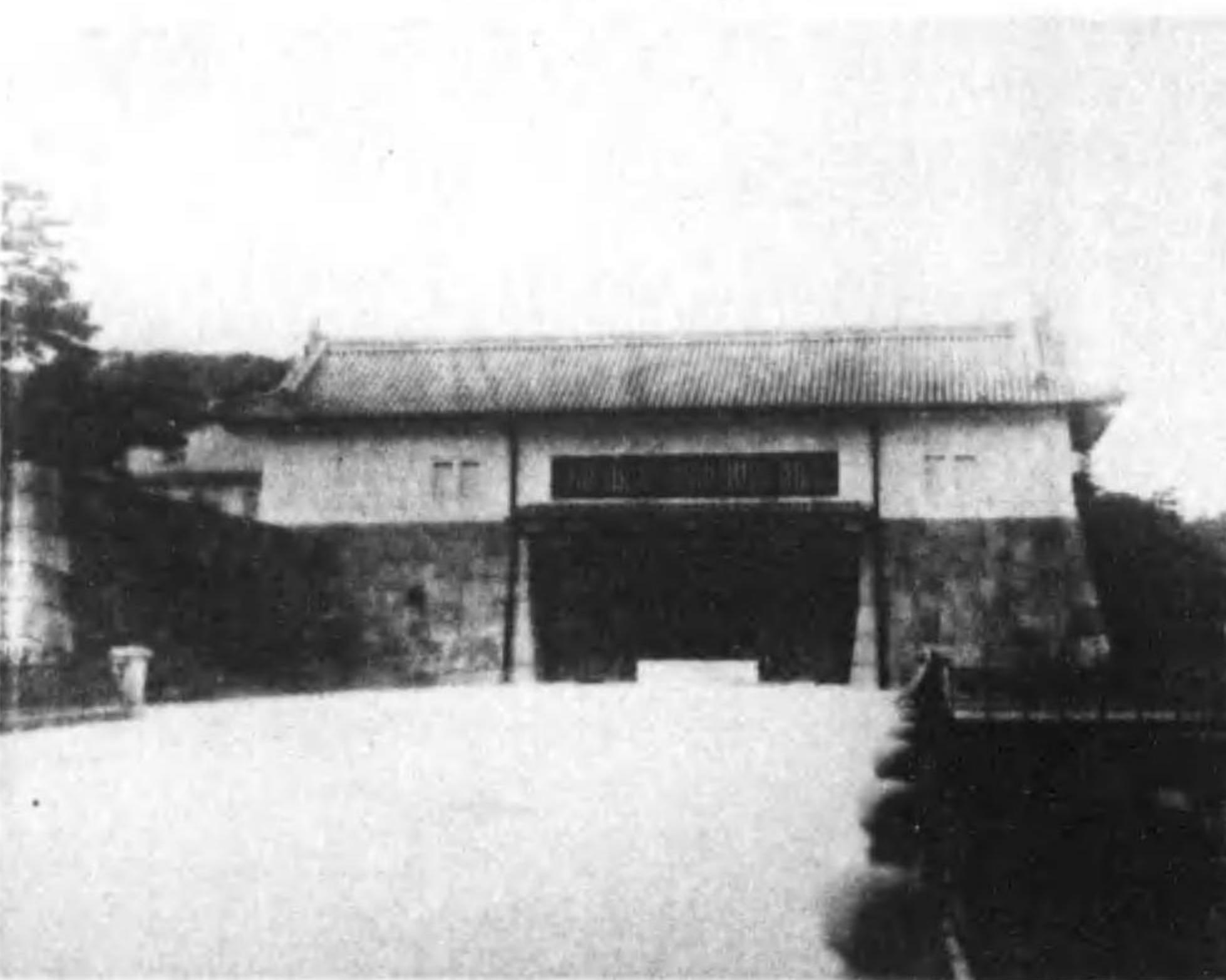


圖 取 見 場 現 磁 事 門 下 附



像 論 信 守 馬 對 痘 痘



三顧野河、郡三彦田小、郡五澤黒、介兵山平、り張を宴の別訣てし會に樓角宮郡宇は士志日六月正し決に事るす擊要に門下阪てし期を日五十月正年二久文は擊裏守馬對藤安老明井に前、がたし擊要に門下阪てし擁を城登の守馬對藤安日五十月正は士六、すらは加に舉義てに氣病は介強島兒てし際に行決よ愈、漓淋飲痛名七の雲淡能得、山春山小、介強島、爲しけさ行決擊要中歩散近附爲るざらま集だ未が忠向がたつ至に門下阪く如の約朝早は門衛治佐邊河がたし死戰てべ並を枕は士六に遂爲るため極を重嚴徹鑿彼變の田根の老。たて果し腹屠てに場其ひ會に郡五小桂てつ至に郡

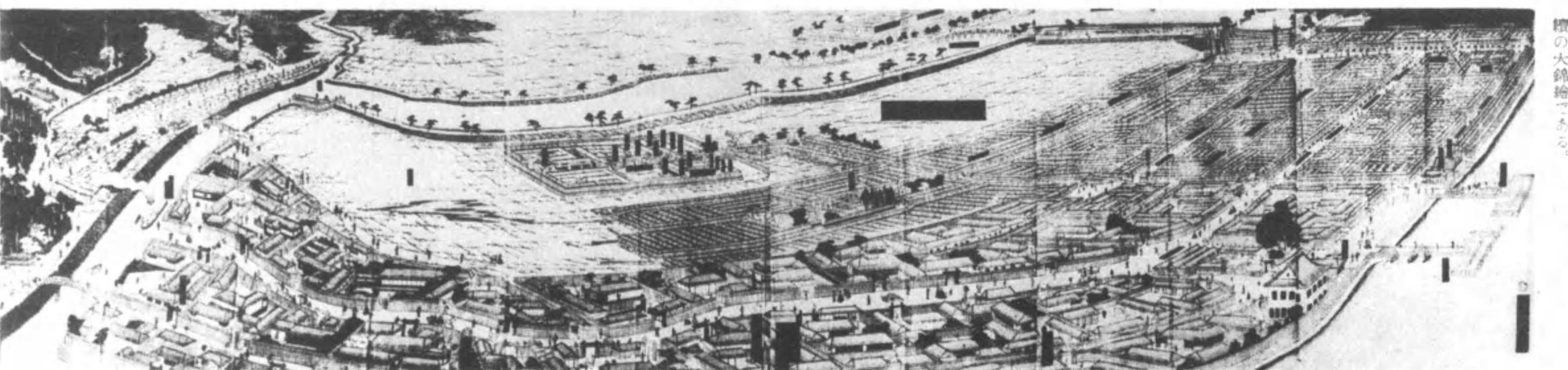


卷之三



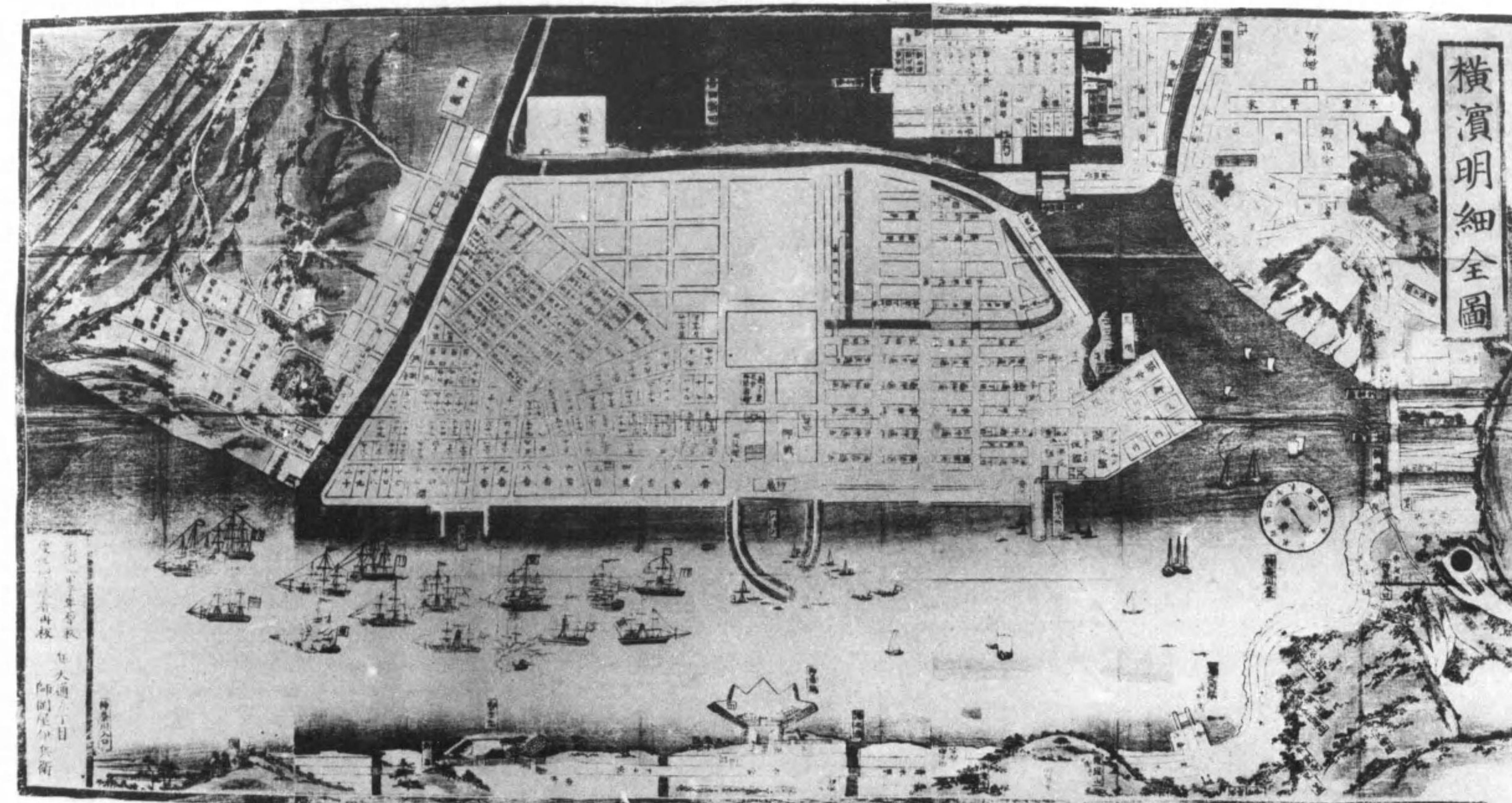
上圖　坂下烈士遺筆

開港當時の横濱圖



開港二年目の横濱風景、原圖は貞秀筆の六枚
續の大錦繪である。

萬延元年の横濱風景



元治元年の横濱明細圖
元治元年版を改訂修補して明治元年に版行せざるもの
横濱市史料編纂掛藏

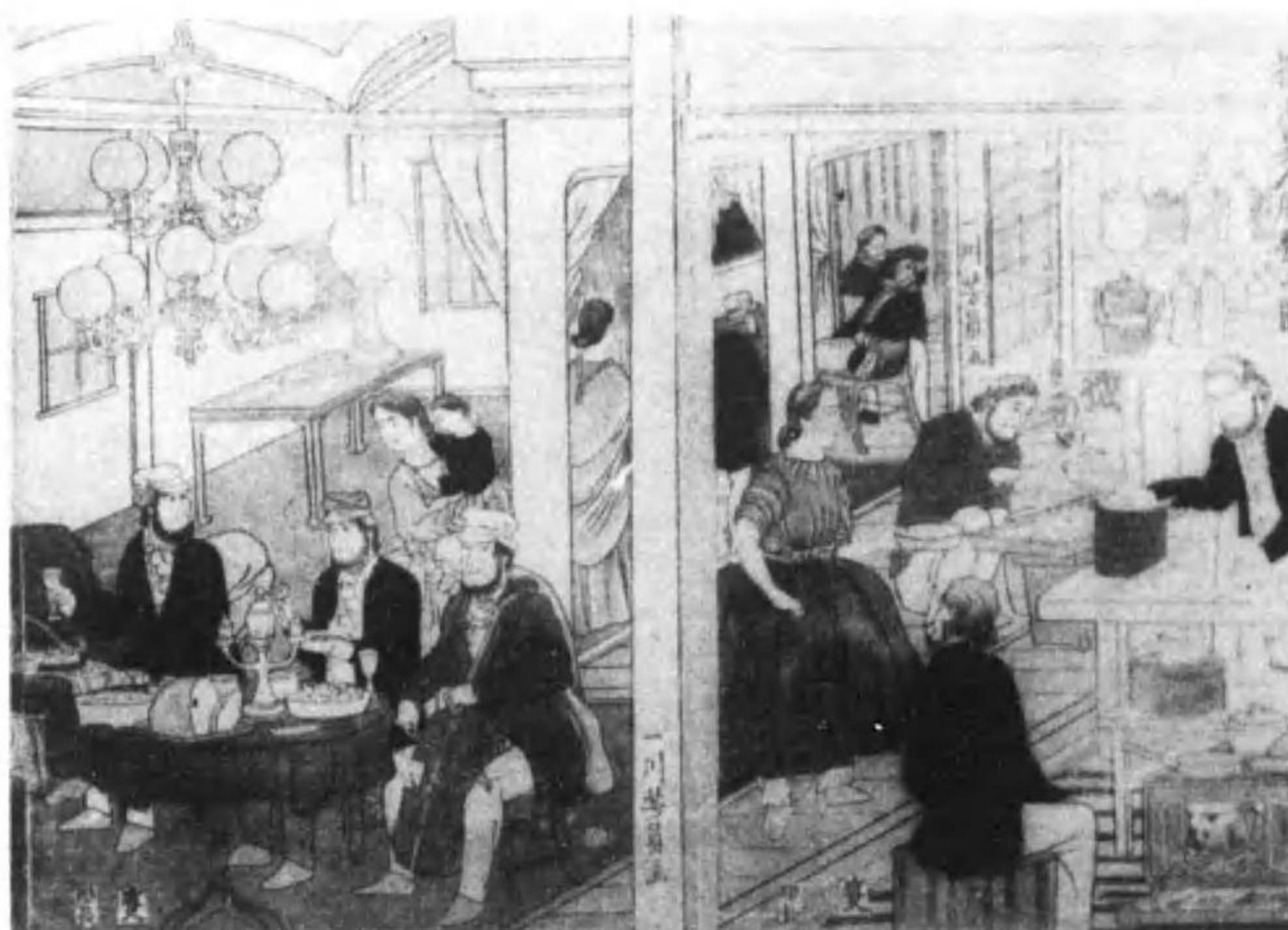
横 濱 の 後 港 開



藏氏三昌 藤 審（年元久文 筆直廣）圖之館人異濱横
る。あで繪錦ためしき庭園を調情横濱港所てし配を入外内で様有の通事等演じ



藤氏卯太者山青（筆秀貞）圖之宅鋪横
シ。Zondag の語陀麿和は（クタンド）『宅鋪』。る。あで石刊の年元久文
生を。躍土するあて様有の歩散人外に日曜日は圖で歩の日曜日で（カダ
る。あで語來外製和の時當てつあで『クタクトの分半』も即ものふ云とレンド

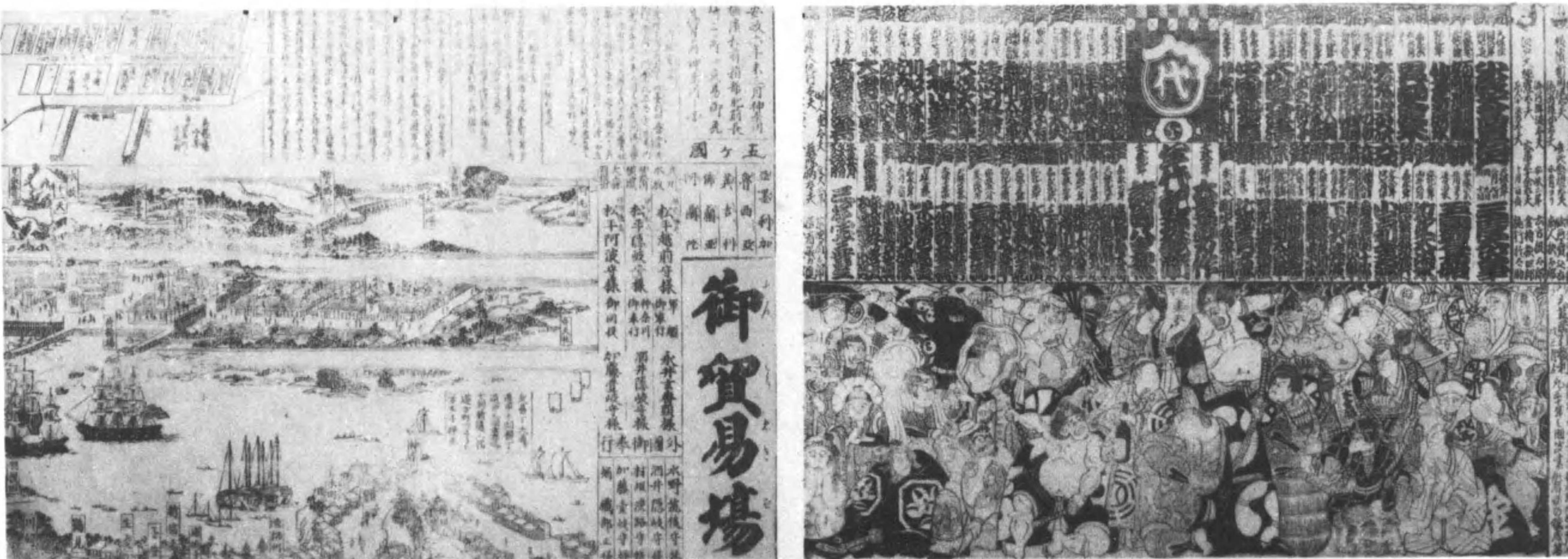


藏氏立道山加（版年元久文 筆直芳）圖之數座人異濱横
る。あで繪錦のきよみつ枚三は圖原で景の場理料と部内館人異



藏氏三昌 藤 審（版年元久文 筆直貞）圖の數座館商人異濱横
る。あで畫版本のきよみつ枚三は麗艶たい畫を態状活生の部内數屋人異

物 刷 印 の 行 刊 後 來 渡 艇 ノ



上左圖　御　管　易　埋　圖　　輶部篇三圖此圖當時横濱見物をしたものが必ず土産物に買求めたものである。開港は安政六年六月二日より実施され、横濱市街が急に出来上つた事も是でよく判明する。

○ 十四日付 金子十人加林	○ 十五日付 松平賀岐守端	○ 十六日付 内里上所官圖	○ 十七日付 内里上所官圖	○ 十八日付 内里上所官圖
金子十人加林	松平賀岐守端	内里上所官圖	内里上所官圖	内里上所官圖
金子十人加林	松平賀岐守端	内里上所官圖	内里上所官圖	内里上所官圖
金子十人加林	松平賀岐守端	内里上所官圖	内里上所官圖	内里上所官圖
金子十人加林	松平賀岐守端	内里上所官圖	内里上所官圖	内里上所官圖

上右圖。年代記珍說嘶（文久二年版）青山惣太郎氏藏
芝居見立の番附で、異國人渡來、五國貿易始等の文字あり、又張出と
して横濱新聞太夫等あり、實に興味津々たる番附である。

幕の末 横濱 濱長こ

横濱青木町古閑門（右）



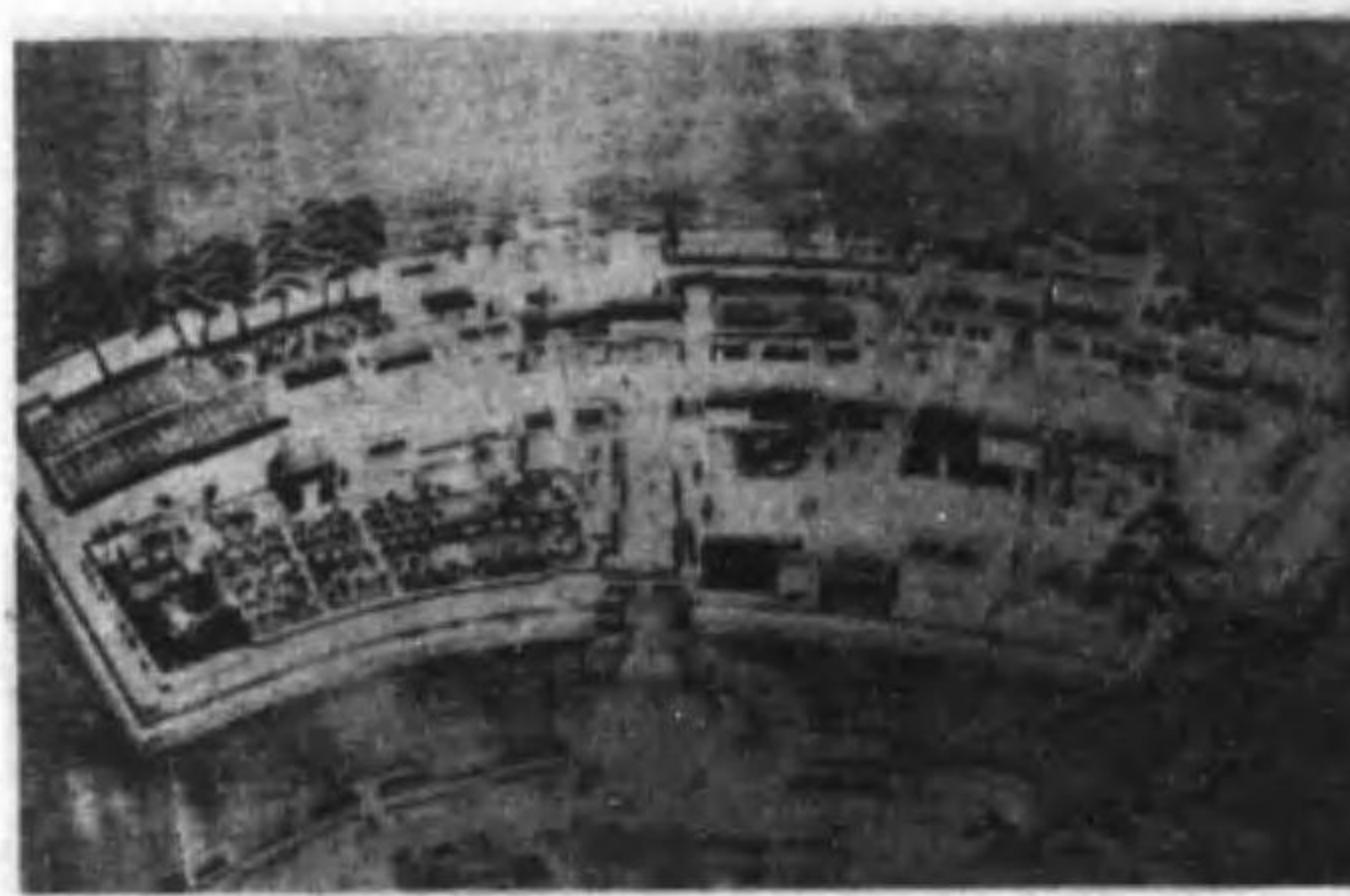
外人の眼影せる横濱（左）
前田橋關門



（上）眞宮館蘭島出崎長



（下上端左）岡島山と眞寫島出



（上）島出崎長るた見りよ岸海



間夜じ禁をのる入立の者刀帶け設を所番び及門間に所要の濱横川奈神てし謀協と事領總國英年元政安に爲ぐ防を忌跋の士浪黨夷撃後各港開は門閑古町木青。るあで影撮の人外の年三應慶は眞宮の濱横
るあで影撮の年元應慶てつあで影撮の人外も眞寫の島出崎長。たれさ廢攝に月九年四治明は門崩し戻取に我父年三應慶がたせ任に人外を石事索替らか年元治元。たつかなき許を行通ほのもの灯提無も
。たつあが物建の軒四十四に内もでのもたい築に形扇へ海年八十永寛は島出

侯 列 の 代 時 新 維



徳 元 利 毛



城 宗 達 邵



武 昭 川 錦



保 容 平 松



靜 勝 守 防 周 倉 錦



徳 元 利 毛

幕に末活躍する志士



藤井東湖



四川耕舟



戸原卯橋



平野國臣



喜田義

(46)

梁川星盛

莊子論

當周桓王之際政綱頓弛諸侯自立不數仲天子爭延多智有力之士如商鞅吳起孫子田忌游說之士如蘇秦張儀馯衍淳于髡者今日奔齊明日赴秦互以競論邪說誘引其君各以縱橫攻伐為賢欲專其欲以縱己欲其所欲為以陷天理人道故積仁我聖人之法其固矣其欲為所志而不滿者有書著而以快一時者卷

醉莊周其懶也不頃談莊周之書十餘篇皆無寫言其言洸洋自恣玄理深遠人無能知其意之所置焉然皆事類情因此聖人之道或不然不枉折為故近世儒者直斥之曰是外道也吾聞之楚非可同擊當加於机者矣豈還不知莊周之志并失時勢者也予極傳曰莊周嘗為崇禪園吏因此觀之莊周之初志欲以縱橫之說而橫行天下而縱橫蘇秦張儀之徒雲興風行莊周之意不行焉以此懷痛而退欲著書

組三樹三書郎



僧月照

士志の代時新維



郡二端川品



舟鐵岡山



房安勝



(免率戸木) 郡五小桂



行高木々佐と郡三健本岡



誠一原前



馬龍木坂



策道瀬直曲

江 戸 城 の 舊 觀



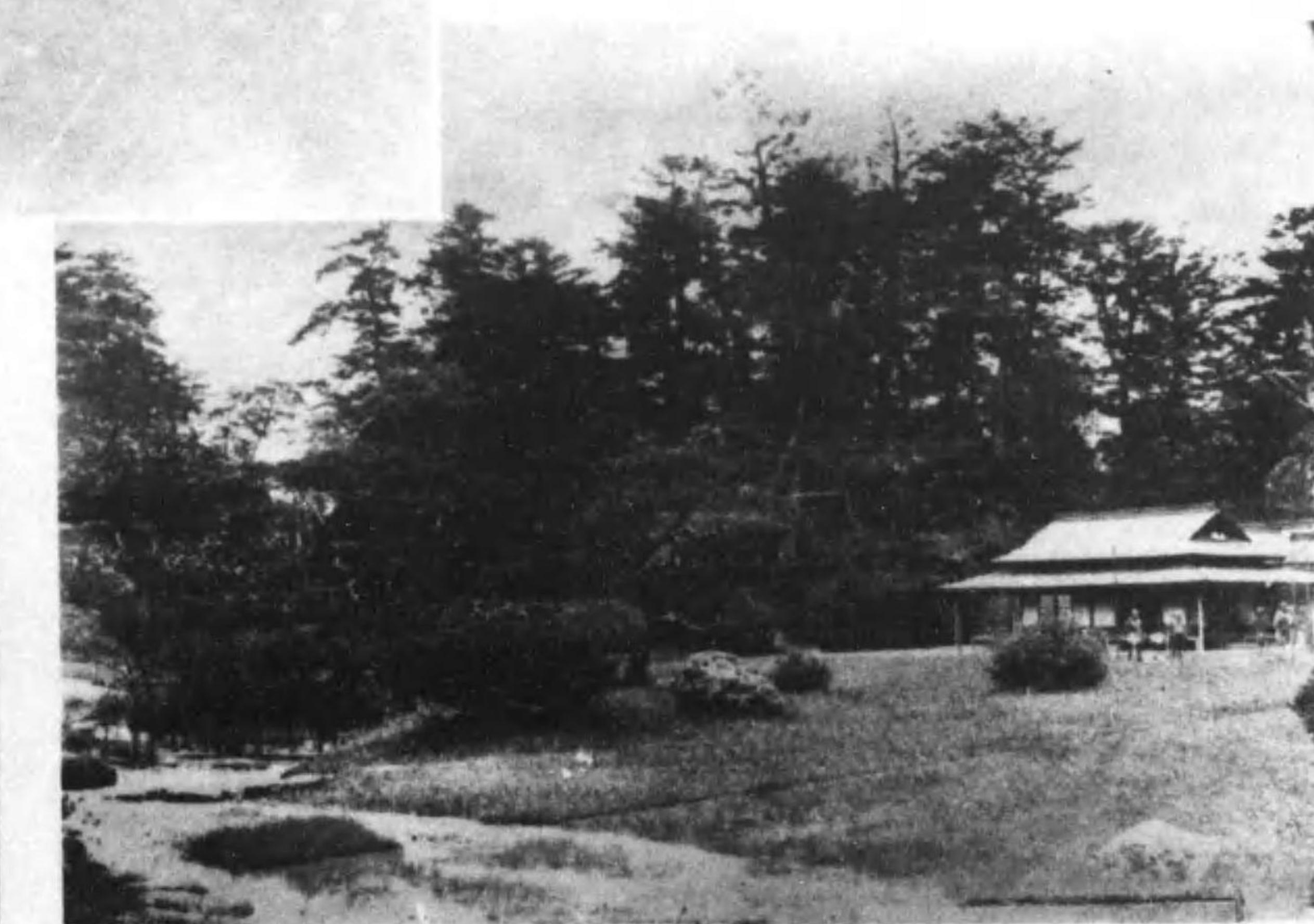
天 主 震



四丸大手より北方を見る
中央三重櫓富士見櫓と云ふ。其右下の城門
は坂下門、其右の二重櫓は鷹三の丸の一
角。今之内閣、右端遠景は和田倉門。

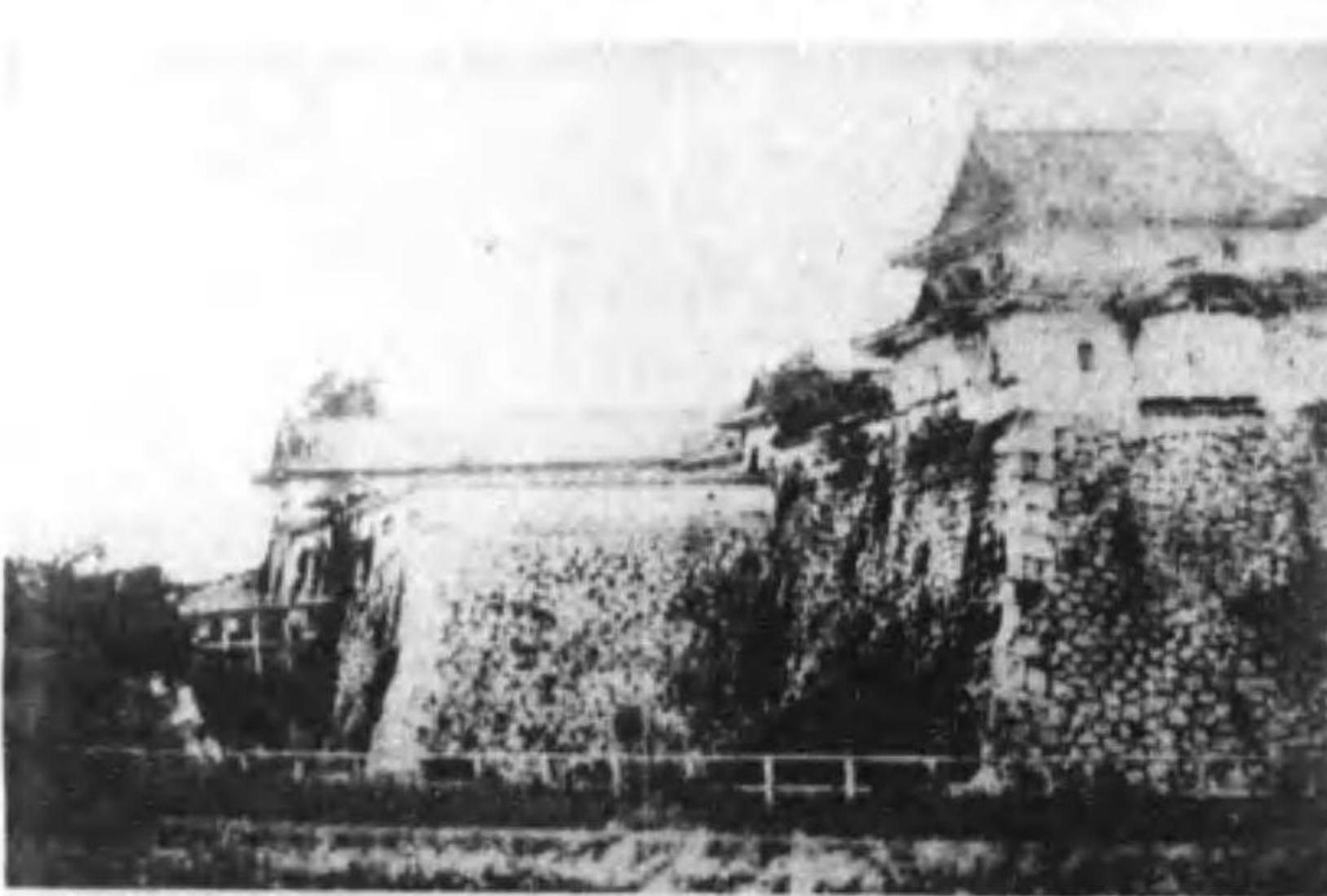
二 重 橋 正 門

(藏氏耶四竹村中) 摄杖蓮岡下



吹 上 御 場

觀 舊 の 城 戸 江



俗 風 の 頃 年 初 治 明

(藏氏郎四竹村中) 影撮氏杖蓮岡下 屋 垂



影撮ザロダ年初治明 龍駕山の越根箱

明 治 初 年 頃 の 風 俗



（上）町醫者　（下）町醫者

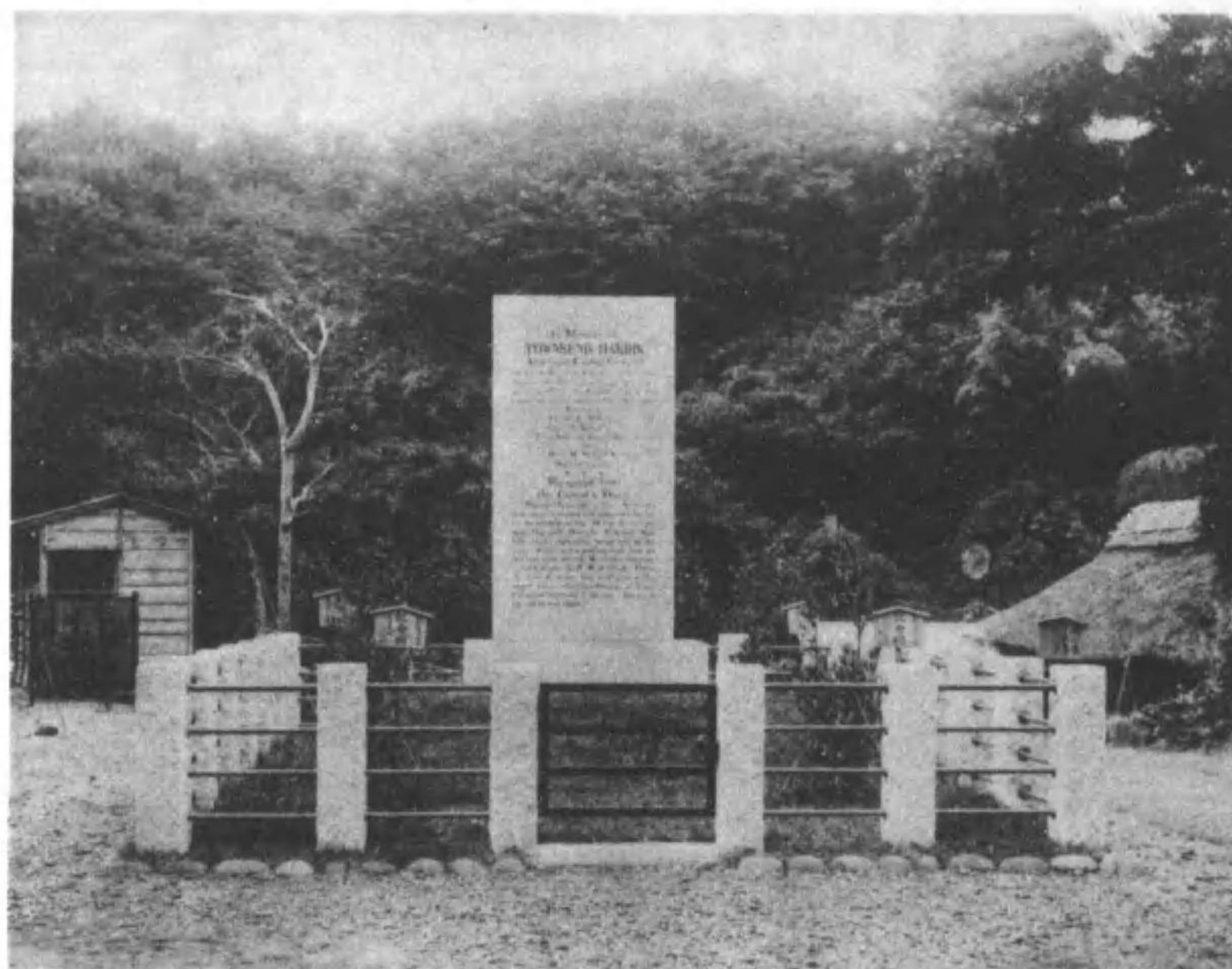


（上）小生寺　（下）書院



（中）中村竹四郎氏藏

跡 遺 の ス リ ハ る け 於 に 田 下



右圖。玉泉寺（下圖）
日本に於ける最初の米國領事館で、ハリスの駐劄した所である。
左圖。玉泉寺ハリス記念碑、昭和三年七月四日故源子爵、故米大使エドガード・パンクロフト氏等の手によつて建てられたる記念碑。



左圖。下田了仙寺
日本に於ける最初の條約締結地である。



右圖。下田了仙寺ハリスの部屋
左端の部屋がハリス及びお吉の部屋である。
右方の山は武山。木質の寫真は東京海汽船會社蔵。



（内寺福實）墓の吉お
墓の吉お入唐しりた姿のスリハ
(のもの方左)



故はに址遺其日今。たつ居てし住居に所此迄月三十二月一十し揚揚を旗々國米に所此てめ初日四月七年五政安てしと館事領を守泉玉田下し割駐に本日てしと事領國米の初最はスリハ
る。あて所たし棲同と『吉お入唐』てつあて地結締（約源田下ち即）約條川奈糸謂所の初最本日は寺仙了。たれらて建が碑金記てつよに手の尊氏トフロクンバ使大國米日駐故、子吉瀧
る居てつ新を福冥の入往の命薄へ立を碑に別は今りあに寺福實は墓の吉お

藤田東湖の歿死

江戸の大地震にて幾萬の生靈を亡ぼしたるが中に名士を失ひたるは頗る惜むべく殊に震災に於て水戸の名臣藤田東湖及び戸田忠太夫の兩士が此災厄に罹れるは最も痛惜に耐えず、藩主水戸齊昭は左右の両腕を失ふたと言はれた。

藤田東湖は名は彪、字は斌卿、通稱誠之進、東湖と號した。水戸の世臣・藤田一正（幽谷）の二子にて幼より奇穎を以て稱せられ、文學武技に長じ父幽谷の歿後、家を繼ぎ、彰考館編修となり、同館の事務を總裁し、藩主齊修の薨後、齊昭繼で藩主たるに及び漸次重用せられ、天保元年郡奉行となり、後諸職を經て、十年側用人に轉じ深く藩主の眷遇を蒙り、常に其機密に參し、或は藩政の改革に、或は弘道館の建設に、或は兵器軍艦の造營等、文武の獎勵鼓吹に盡し、藩主を輔佐し、尠からざる功績を擧げたるが、其施政中、往々幕府の忌諱に觸れたので、弘化元年幕府は齊昭に致仕謹慎を命じ、東湖また之に對して蟄居を命ぜられたが、嘉永二年赦され、同六年再び側用人となつた。此時米艦の來航あり幕府は齊昭を起して海防の議に與らしめたるが故、東湖また齊昭を輔けて畫策する所多かつたが、其主唱は尊王攘夷に在つたので、常に閑老等と意見合はなかつたが、其の堂々たる攘夷論は全國志士の渴仰する所となり、水戸藩は攘夷の本家本元として目せられ、東湖の名聲は噴々として天下に傳へられ、苟くも國事を論する諸藩の俊才、志士は東湖を訪ふて其教を乞ふもの日々に其門に集るの有様であつた。然るに安政二年十月二日突如として起つたる大地震に際し東湖は當時江戸小梅の寓居に在つたが、家屋倒壊の爲め遂に歿死を遂げたのであつた。享年五十、水戸常磐原に葬つた。明治二十三年正三位を贈られた。

高島秋帆と江川英龍

嘉永六年以降、國事多端の時に際して、其の新知識を發揮して最も活躍したるは高島四郎太夫と江川太郎左衛門とであつた。而して此の兩者は交情最も親密で、師弟の關係を有して居つた。

高島秋帆は名は茂敦、幼名は糾之丞、通稱四郎太夫と云ひ、秋帆と號した。長崎の人で、世々外國貿易に從事し、所謂頭人であつた四郎太夫父祖の業を繼ぎて長崎の取締役となつた。夙に鐵砲の改良に志し、之に關する書籍、器械等を和蘭より購入し、蘭人に就て其不審を質問し、斯くして大に得る所あり、遂に鐵砲の制、及び隊伍編制の法を得て自ら之を實地に試み、又之を其門人に授け、旁ら造船術及び種痘法をも研究し、苟くも海外の事物にして我國に有益と認むものは力めて之を傳習し、之が爲めに亦私財を費消すること尠くは無かつた。天保の末年、清國に鴉片の變亂起るに及び、之れが隣邦たる日本は海防の一日も忽諸に付すべからず、且つ日本從來の兵制火器等は何れも現今使用に耐ゆるものに非ることを痛論し之を奉行に建議すること數回に及んだ、效に於て幕府は高島の才識頗る用ふべきことを知つて江戸に召致し、其火技及び歩操法たる所謂太陽陣なるものを試みさせた。尋で高島を與力格に登用し、主として幕府の士を教授せしめた。此時伊豆山の代官であつた江川太郎左衛門は高島の門に入つて其蘊奥を究め高島流の高足であつた。然るに其後四郎太夫は町奉行鳥居甲斐守の爲めに讒訴する所となつて獄に下され審決の後弘化三年七月武州岡部藩に幽閉さるゝ事となつたが、嘉永六年米艦の入航するに及び遽かに其罪を赦され、再び江戸に召されて江川太郎左衛門の附屬となり、銃砲及び歩操法の教授に任じたるが當時其の門に入るものの數千人に上つた。斯て幕府にては講武所を設け、四郎太夫は之が師範役となりて布衣に列するに至つたが、慶應二年病を以て歿した。享年六十九。明治廿六年十二月特旨を以て正四位を贈られた。

江川太郎左衛門は名は英龍、字は九淵、通稱太郎左衛門と云ひ、坦菴と號した。江川英毅の三子で、世々伊豆國革山の代官である天保六年父の歿後其職を襲いて代官となつた。時恰も徳川十一代將軍家齊の末年にて天下舉げて驕奢に耽り風俗棄亂の甚だしき見、慨然として国世の志を起し、先づ自ら範を示さんとして節儉を守り以て士民を教導したので、管内の風儀大に革まり頗る治績を擧げた。此時に方り外船の邊海を覗ふもの漸く多く、憂國の志士は漸次海防に注意を拂ふ様になつたが、太郎左衛門夙に此點に留意し、天保八年正月始めて伊豆國海防策を幕府に建議し、六月外船近海に現はるに及び屬吏及家人を率ゐて下田に赴き、十年の春、豆相房總の沿岸、外寇防禦をする地方を巡察するの幕命を受けて其途に上つたが、同行の目付鳥居甲斐守と其意見を異にして一致を見なかつたが歸後防禦策を上り、四月外國事情及び伊豆警備策を上書し、又鯨獵の諸問にも答ふる所あつた。其後鳥居甲斐守の爲めに忌まれたので、其讒禍に觸れんことを恐れ、幾千もなく病と稱して革山に引籠つた。

天保十二年に至り高島四郎太夫の門に入り、砲術を研究し技術大に進んだ。後四郎太夫が鳥居の爲めに讒せられ幽閉の身となるや、太郎左衛門は百方救解を圖り嘉永六年四郎太夫の特赦せらるゝや之を迎へ待遇するに師弟の禮を以てした。是より先、太郎左衛門は天保十二年幕府に稟請して始めて革山に於て鐵砲を鑄造した。現に残存する革山の反射爐は即ち當時を語る遺物である。十四年拔擢されて鐵砲方兼勤を命ぜられたが、弘化元年兼勤を免じ嘉永六年勘定吟味役格となり海防の議に參し木多越中守に隨行して武相房總の沿岸を巡察し、八月品川砲臺の築造、大小砲鑄造の監督を命ぜられた。安政元年再び鐵砲方兼務の命を受けた。同年十一月下田附近海嘔を蒙り露船沈没し戸田村に於て新船製造の舉あるに及び太郎左衛門は幕命を受けて是れが一切の事務を擔當した。翌二年正月十六日病を

—— 14 ——
以て江戸本所の居邸に於て歿した。享年五十六であつた。

物故せる名士

此の年名士の物故したもの渺くなかつた。六月二十三日には常陸の國學者として知られた色川東海（名は三中、通稱彌三郎又三郎兵衛と稱し諸葛零臺の門人、享年五十四）十月二日には有名な和學者にて醫を兼ねたる葦の屋檢校（名は麻績、東洋堂と號し江戸兩國藥研堀に住した、享年五十）同月四日には國學者本居間遠（本居太平の養子、本姓濱田氏、初名健次郎孝園又は久次郎と稱し、木綿垣、綠園などと號した、享年六十四）同月二十日には勤儉力行の大家として著名な二宮尊徳翁（享年七十）十二月十日には當代の劍客として隠れなき千葉周作（仙臺の出身、江戸神田お玉ヶ池に住し北辰一刀流の劍法を教授し多數の門人を養成し、後ち水戸藩の指南役となつた享年六十三）又藝術方面では七月に講談師二代目伊東燕凌（本名塗畠新介、初代燕凌の門弟、享年五十五）十一月には四代目杵屋六三郎（初代及三代目の門人、晩年薙髪して六翁と稱した、彼の有名な長唄勧進帳を作曲した、享年七十）等であつた。

安政三年

幕府の对外方針

七月米國總領事タウセント、ハルリス下田に來航し直ちに幕府に通り將軍に謁して國書を呈せんことを請ひ、若し容れられずば已むなく直ちに砲火に訴へんとの狀を示したので、幕府にては大に恐怖し、兎も角も米使の要請を容るゝ事とし明年十月を以て審議せんことを約した。斯くて幕府は十月老中堀田正睦（初め正篤と云ふ）に外交事務專任取扱を命し、同時に外國掛跡部甲斐守、土岐丹波守、松平河内守、川路左衛門尉、水野筑後守、岩瀬修理太夫、大久保右近將監、塙越藤助、中村爲彌の諸人に外國通商貿易許可に對する取調掛を命じた。

此際、和蘭の甲比丹より「英國は此程支那との戰に於て廈門を奪ひ、廣東を焼き連戦連捷したので、其餘威を以て直に兵を以て日本に向ひ通商談判を強請する筈である」と幕府に忠告するところあつたので、幕府の老中等は極度に恐怖し、凝議の結果、「當時外國人取扱振り、事情に協はざることは我が國人も粗ば相分りし程の事故、漸く彼が怒りを積みなば、廣東の覆轍を踏まんも計り難く、尤も警戒すべき事にて、既に寛永以來の祖法を變通し、和親締結したる上は、寛永以前の舊例もあり、取扱ひ方も隨つて是等に對する幕府の處置も亦強壓的に拘泥して、瑣末の事まで事々しく拒絶し、外人の怒を醸さんは無算の至なり、萬々一砲聲一たび響きなんには、はや取戻しも叶はざれば、外人の待遇を寛優にし、長崎、下田、函館の三港は諸事同一の取計ひとし、文書の往復、應接の禮とも、都て外人の信服する様、處置なくては叶はざる時勢なれば、此上の取扱ひ振を勘辨熟慮し、至急取調べ申し聞けらるべき云々」

の旨を評定所一座、海防掛、並に三港の奉行に向つて發令した。

攘夷論の擡頭猛烈

幕府の對外方針は斯く如く決し、是より先に於ても既に亞米利加との下田條約も締結を見、對外和親の空氣は漲りつゝあつたので當初より領國攘夷を信條として一步も譲らなかつた水戸藩を始め、各地愛國の志士は、外夷打ち拂ふべしとの意氣込み益々猛烈となり、各藩の志士は漸次入洛して、盛に攘夷論を唱道絶叫し、幕府の處置を以て不當となし、反抗の氣勢は最早や抑制不可能に至つた。而して是等に對する幕府の處置も亦強壓的に出づるの己むなきに至り、兩者の反目嫉視は日を逐ふて愈よ激烈に赴くのみであつた。

當時、朝廷に於ける意向も亦攘夷に傾き、殊に幕府が勅許を得ずして妄りに開港通商を許して條約を締結したる件に就ては、甚だしく幕府の處置を憤りつゝあつたが、而かも堂上公卿の中には幕府に好意を寄せ居る向きも無きにあらず、是等に對しては攘夷黨の志士は大いに其行動を憎むの傾向を生じたのは已むを得ざる状勢であつた。此年八月關白鷹司政通の職を罷められて、九條尙忠の之に代つたのも其の消息を語るの一つであつた。

諸制度設備の漸變

幕府の諸制度、若しくは諸種の設備は當面の状勢、時代の推移に伴ふて、漸次一變し来るの必要を感じた。而して其の實現せるものとしては、此年正月深川越中島に砲術訓練場を築造した。又同月築地に講武所を設置した。翌月從來の翻譯局を改めて蕃書取調所と稱するに至つた。更に令を發して新刻開校の洋書並に翻譯書は總て同所に於て検閲せしむる事とし、尙所藏の洋書、及び其の著作の紀年等を同所に届出で翻譯出來のものは一部づゝを撰出せしめ、又幕府麾下の子弟にして經書に通する者に限りて蕃書調所へ通學する事を

許した。九月江戸諸城門に備置されたる兵器は都て西洋銃に改められた。

更に時節柄、世相の現はれの一つとして興味を惹きたるは、麹町の練馬場に於て催されたる馬術稽古であつた。开は小笠原家門人馬術稽古の爲め砲礮調練といふので、厨事に使用する大形の砲礮にはあらで、直徑四寸許の土器を頭上に戴き、劍術稽古の面を被り、馬上にて隊伍を定めて打ち合ひ、土器の破れたるを負者とするのであるが、珍らしく興味ある催しなりとて夥しき見物があつた。

洋書の翻譯書續々刊行さる

蕃書取調所の制度確定されて以來、識者、研究家の此の方面に頭を向けるものも漸く加はり來り、廣瀬元泰は『人身病理書』を、飯島愁齋は『草木圖說』二十卷を、宇田川榕庵は『地震豫防說』を、林洞海は『藥性論』を著はした。

廣瀬元泰は津侯の醫員であつて、頗る蘭學に通曉し、又兵制、砲術を講じて有名であつた。明治維新の際、病院を京都に設立して其の院長となつた。

飯島愁齋は名は長順、字龍夫、後年専ら吾愁齋と號した。伊勢龜山の人、寛政年間小野蘭山に就て植物學を學び、後洋醫學を修め、名聲噴々として傳へられ當時蘭山と共に斯學の二傑と稱せられた。慶應元年五月八十四歳で歿した。

宇田川榕庵は江戸の人、作州の侍醫宇田川玄眞の義子となつた。幼より物產學を好み自ら山野を跋涉して研究し、長するに及び蘭學を馬場穀里に受け、頗る斯學に精通し、文政九年幕命によつて洋書を司天臺に譯した。天保四年『植物啓原』を著し、同十年『含密開宗』を完成した。弘化二年六月四十九歳で歿した。其著前掲『地震豫防說』は其歿後安政三年に至つて刊行された。

安政四年

米使登場と將軍繼嗣問題

三月米國使節ハルリスは書を老中に寄せて義日の請求に對する回答を幕府に通つた。幕府は之に對して五月ハルリスと條約を定めて下田及び箱館に米國人の在留する事を許した。即ち是れ下田條約なるものである。總で七月下田奉行井上信濃守清直及び中村出羽守時萬の兩人は下田にハルリスと會してハ氏の奉呈せんとする國書中の大意を聽かんことを求めたが、ハルリスは聽かず直接將軍に謁して呈せんと頑張るので已むなく、幕府は凝議の上、ハルリスに登城せしむる事とし、此事を尾張藩主徳川慶勝、紀伊藩徳川慶福、水戸藩徳川齊昭、所謂親藩三家に米使登城を内議する所あつたが、果然大紛議を起して容易に纏まるべくも無かつた、兎も角幕府は銳斷を以つて米使の登城を許す事に決定して此の趣き諸侯及び麾下の士に告げた。然るに當代將軍家定には襲職すべき子がないので當然の成行きとして茲に將軍繼嗣問題が持ち上つた。開老堀田正睦は此際全國志士の崇拜する水戸齊昭の二子一橋慶喜を立てゝ十四代將軍と爲して天下の信望を幕府に繋ぎ、而して其間に外交問題を處理するを以て上策とし、此方針を以て主張したが、幕府の奥向き一橋慶喜の嗣立に對しては甚だ喜ばず、當時大奥第一の勢力者たる老女歌橋等は極力慶喜擁立に反対し、紀伊慶福を迎へて繼嗣ならしめんとし、井伊掃部頭また慶福を迎へんと之れが謀主となつて、其の議を遂行すべく割策しつゝあつた。

幕府和親の勅許を奏請す

十月十八日米使ハルリスは遂に登城して國書を將軍に呈した。然して其後數回に涉つて完全に條約を締結し、次で十二月を以て下田港を閉鎖して之が代港を開きて米公使を駐在せしむることを朝廷に奏上したが、朝議は之に對し朝旨を渡し深く將來の處置を戒むる所あり、代港としては近畿の地を除かしめ給ふた。尙此月幕府は林大學頭、目付津田正路を京都に遣はし、外國と通商和親の勅許を得る爲め、京都所司代に於て、傳奏廣橋光成、東坊城總長と會見せしめた。此の時林等の奏聞せる大要は左の如くであつた。

今度私共兩人上京したるは、從來外國の事ありし毎に、書面を以て仰せ進じたりしかども、書面のみにては其意を盡さず、且今回米國吏人が言ふ所に就て、詳かに事實を上申せん爲めなり(中略)方今の時勢到底鎮國の舊制を守らるべきもあらず、去りとて米國其他一國との戰争ならんには、或は勝算もあるべけれど、歐米の各國聯合して、我が諸港に寄來りなば、戰ひ勝つとも、皇國の疲弊は免るべからず、殷鑒近く清國にあり、されば外人の待遇は寛永以前の舊に復し、外商の來復を自由ならしめん云々。』

一方朝廷にては、此際九條尚忠、鷹司政通、近衛忠熙、鷹司輔熙等の諸公卿參朝し幕府奏問の因由を聽取し、何れも憤然として幕府の所奏に反対し、朝議は「も」もなく決定して、幕府は案に相違の散旨が降下されたので、林大學頭は驚愕憂憚措くところを知らず急ぎ歸幕して其趣を復命した。是に於て開老堀田正睦は最早事茲に及んでは、自ら上京して勅許を仰ぐの外、他に途は無しと深く決心したのであつた。

(安政年間に於る諸大名勤期間割一覽)

始めて種痘館を設立す

此年五月蘭醫伊東玄朴、幕府の許可を得て始めて江戸下谷御徒士町に種痘所を設立して大いに斯術を實施して其の神効を認められ名聲全蜀に傳へられた。尋で種痘學の傍ら一般西洋醫學、解剖學の一科を設け、後ち幕府之を官に收めて醫學所と命名した。是れ蓋し我國に於ける醫學所の嚆矢である。始め玄朴は其鄉國肥前に於て醫學を修め尋で佐賀の蘭醫島木柳昌に就き、後長崎に赴きシーポルトの門に入りて蘭學を研鑽したが、當時西洋にて牛痘を人身に接種し天然痘を豫防する術あるを聞き、之を其藩主鍋島閑叟公に建言し幕府の手を経て痘苗を和蘭本國に請求し痘苗を傳來し蘭人モンニウクは先づ其居宅に於て之を日本人に種々試みて完全に効を奏したので、玄朴は直ちに其傳法を受け同志と謀りて種痘所を設置するに至つたのである。

因に種痘の起原に就ては、詳でないが、文献の記すとこ

製鐵工場の嚆矢

安政改元以來、世勢の必須に鑑み幕府にては海防策を講ずると共に、軍艦操縦運用の法を講習せしめつゝあつたが長崎奉行荒尾石見守、川村對馬守等は目付永井玄蕃頭尙志と協議して製鐵所設置の必要を建議して幕府の納るゝ所となつたが、恰も安政四年七月和蘭より器械職工をも舶載し來つたので、更に水野筑後守、荒尾石見守、岩瀬肥後守、松平久之亟等は共に幕府に上申して、長崎の西方秋浦に一地をトして製鐵工場を起し、直ちに工事に着手した。而して同工場は文久元年三月に至つて全く竣工を告げた。同工場には製鑄場、焼磚窯、官舎、倉庫等一切を具備し、是れが工費は實に五萬八千餘兩を要したと言はれた。是れ我邦に於ける製鐵所の嚆失である。尙幕府にては此の製鐵の事を掌る役人を製鐵所奉行と稱し、老中の所管に隸屬し碌高二千石を食み、奉行並は千石であつた。

閣老堀田正睦の失意

關老堺田倅中守正時に内外忙羅多端の間に於て正月十二日米使ハルリスとの通商條約を締結した。即ち是れ所謂江戸城約なるものである。斯くして一方朝廷の勅許奏請とし

て京都へ派遣した林、津田の兩使は不成功に終て歸幕したので、自身直接勅許を仰ぐ爲め正月二十一日川路聖謨、岩瀬忠震等を随へて江戸を發足して京都に赴き、廣橋、東坊城の兩傳奏を本能寺に招請して條約奏聞を乞ふ所あつた。之に對し朝廷にては、皇上直ちに公卿を會して議せしめられたるに、鷹司太閤、九條關白の兩卿は此際堀田の請ふ所を幕府に委任すべしとの議に對して三條實萬は之を排斥し、列藩諸侯の意見に詰ひて後措置せんとし、衆議決定の上、左の答案の草案を奏聞した。

一、應接假條約の趣、無餘義次第にて、開港候とも、舊冬十二月廿四日、被仰下候通り、畿内及皇居近國被相除候様に被思召候間、攝津兵庫被相除候には、相成間敷哉。

一、當今皇居寔以御手拂の儀、御不安心に被思召候間、畿内並御近國の内、皇居四方に可然大祿大名、堅固に警衛出來候様に被遊度思召に候との趣に有之候事。

一、開港建商館候様、當時の處、尤制法も御行届の事に候得共、往々無製の衷情、追々相謀、終には反亂に及候儀無之哉、見込の處、可申上候事。

午二月二十三日

(別紙一通)

今度の一條不容易奉神宮始、御代々へ被爲對候ても、可有如何哉、被爲惱覩虛候、至此期候ては、人心居合、國家の重事に候間、則三家已下、諸大名の赤心被聞食度思召に付、今一應被下臺命、各々所有被書取、被入収覽候様取計可有之旨、被申入度、關白殿太閤殿被命候事。

午二月二十三日

(別紙)

一、萬世御長久の御良策の事。

一、諸夷取扱方、後患無之様、可被取計事。

一、墨夷の申立は、御國體に拘候間、叡慮の趣を以、御國威相立候様、被爲遊度、思召候事。

一、下田條約の儀、難被成御許容、諸藩屏防禦の計略、被聞食度との事。

(別紙)

一、墨夷申立の假條約の趣、迎も難被成御許容、如何様にも取鎮申斷、其上にも承伏不致、無禮等の所爲候は、無是非次第、可及戰爭、被思召候事。

(別紙)

堀田は如上の勅答に接して大に驚き、直ちに飛報を以て此の趣を關東に告げ、更に一方朝議の制可を請求したので、朝廷にては再び會議を開き、鷹司太閤は左の草案を議定した

「今度の一條不容易、奉神宮始、御代々へ被對候ても、深被惱覩虛候、至此期候ては、人心の居合、國家の重き事に候間、三家以下諸大名の赤心被聞食度思召候、今一應被下臺命、各所存被爲書取、被入収覽候様、御沙汰の趣、及言上候處、叡慮の趣御尤の御事に被思召候得共、人心居合の儀は、如何様とも關東にて御引請可被遊との事、及言上候處、人心居合の處は、先以御安心被遊候得共、神宮始御代々へ被對候ては、何共恐多、東照宮以來の御制度を御變革被爲在候儀は、天下の人望如何と思召、再度被惱覩虛候間、何とも御返答の被遊方無之、此上は於關東、可有御勘考様、御賴被遊候事。」

三月十日

然るに此の草案中、結末に「何とも御返答の被遊方無之、此上は於關東可有御勘考様御賴被遊候」との語あるを見て、中山忠能以下八十八卿は大に憤激し結局此の末文を削除する事に決し、皇上其の直言を嘉みさせられ、之を改めて左の勅命を降し給ふた。

「墨夷之事、神州の大患國家の安危に係り候、誠不容易、奉始神宮、御代々へ被爲對、恐多被思召、東照宮以來の良法を變革の儀者、關國人心の歸向にも相拘り、永世安全難計、被惱覩虛候、尤往年下田開港の條約、頗不容易の上、今度假條約の趣にては、御國威難立、被思召候、且諸臣群議にも今度の條約殊に御國體に拘り、後患難測の由、及言上候、猶三家已下諸大名へも被下臺命、再應衆議の上可有言上被仰出候事。」

此の勅答降下を得て堀田は最早施すべき術なきも尙ほ裏申書を呈したが、朝議は儀として勅かず二月二十四日左の勅諭を賜はつた。

一、永世安全、可被安敍虛候事。

一、不拘國體、後患無之分、計略の事。

一、下田條約の外、御許容不被遊候節は、自然及異變候儀難計候に付、防禦の所置被聞食度候事。

右の條々衆議可有言上事

(別紙)
衆議言上の上、觀慮猶於難被決候節、伊勢神宮神慮可被爲同定儀も可有之哉の事。

午三月二十四日

斯て堀田は四月二十日江戸に歸り、二十四日ハルリスを自邸に引見して條約の事未だ勅許を得ざるの故を以て調印を七月まで延期せんと乞ひしもハルリスは頑として聽かなかつたが強て調印に關する回答を七月二十七日まで猶豫を乞ひ、其間に於て行掛りの將軍權嗣問題を解決せんとしたが井伊はじめ慶福擁立派は裏に堀田の上京中該問題は全く紀州派の勢力に歸し、慶福を繼嗣たるに決定したので、堀田は今更施すべき術なく、且つ六月朔日を以て幕府は公然慶福繼嗣を發表し、堀田開老を以て慶福養君御用掛りの名義の下に政權に遠ざからしめ、井伊は茲に大老となつて確實に政權を其手に收むる専斷一切の政治を遂行することとなつた。茲に於て堀田は已むなく政治の闇外に立つ事となつた。

密勅水戸藩に降下す

井伊掃部頭直弼は大老職に就くや六月十九日を以て銳意勅許を持たずして條約に調印し二十一日之を朝廷に奏上し、翌日天下に發表した。茲に於て全國の志士は痛く幕府の所置を非難し、徳川齊昭、徳川慶恕、松平慶永の三氏は急遽登城して達勅の罪を鳴らし井伊大老を責めた。

一方朝廷には公卿諸公の憤怒一方ならず、幕府の所置僭越を極めたので、此僅には捨置かれずとて七月四日勅命を以て徳川三家井に大老中一人の上京を促し給ふたが此時十三代將軍家定は臥病中であり、露、英兩國の軍艦品川に入航投錨中であつたので大老井伊は上京すること能はず、去ればとて三家のみ上京せしむる時は將軍繼嗣にも或は變更を來さんも計り難く此際如何なる方法を探らんかと井伊大老は苦慮しつゝあつたが、越えて六日將軍家定薨じ事態は益々難きを加へたので、井伊は堅く喪を秘し、突如として水戸齊昭、尾張中納言、松平春嶽の三侯に對して謹慎を命じ、且つ一橋慶喜の登城を差止め、京都へ對しては親藩三家は罪ありて閉居中の由を告げ獨り間部下總守詮勝を上京せしめ、其間に於て蘭、露、英、佛等の條約締結を斷行し、又將軍繼嗣たる慶福を徳川家茂と改名したのであつた。茲に於て朝廷の震怒は倍々甚だしく朝幕の軋轢は愈よ極度に達した。

公卿中、九條尚忠は穩和派として開港說に傾いたので、強硬派の近衛、鷹司、三條等の攘夷鎮港論者は九條尚忠に通つて其職を辭せしめんとし、水戸藩の鶴飼、安藤、薩藩の日下部等の志士は、尊融法親王及び三條、中山の諸卿に説きて、幕府の專恣を責め、井伊大老を斥け、一橋慶喜を將軍たらしめんとした。然して又梅田雲濱、梁川星嚴、賴三樹三郎、吉田松陰、西郷吉之助、僧月照、橋本左内老女村岡局等の尊王攘夷黨は、鶴飼等の説を贊し斡旋甚だ力むる所あつたので、遂に八月八日を以て朝廷は左の密勅を水戸藩に降し給ふ事となつた。

『先般黒夷假條約無餘義次第にて於神奈川調印、使節へ被相渡候議、猶又委細間部下總守上京可被及言上趣に候へ共、先達て敕答諸大臣衆議被聞食度被仰出候誰も無之、誠に皇國重大之儀、調印之後言上、大樹公觀慮御伺之御趣意不相立、勅答之御次第に相背き輕率之取計ひ大樹公賢明之所以有司心得如何と御不審に被思食候、右様之次第にては、蠻夷之儀は、姑く指置き、方今御國內之治亂如何と大に被惱惑慮候、何卒公武御實情を被盡、御合體永久安全之様にと、偏に被思召候、三家或は大老上京被仰出候處、水戸、尾張兩家慎中之趣被聞召、猶又其餘宗室之向にも同様御沙汰之由、被聞召及候、右は何等の罪狀に候成計難候共、柳營羽翼之面々、當今外夷追々入津不容易時節、既に人心歸向にも可相拘、旁た被聞食度、被仰出候は、全く永世安全、公武御合體にて、被爲安撫慮候様、被思召候外患計り之事には無之、内憂有之候ては、殊更被惱惑候、彼是國家之大事に候間、大老、開老、其他三家、三卿、家門、列藩外様譜代共、一同群議評定有之、誠忠之心を以て特と相止し、國內治平、公武御合體、彌御長久之儀、徳川家を扶助有之、内を整へ、外夷之侮を不受様にと被思召候、早々可致商議、敕諭候事。

午八月八日

近衛左大臣忠麿
鷹司右大臣輔應
一條内大臣忠萬
三條前内大臣實萬
二條大納言齊政
近衛大納言忠房

(御別紙)

敕諭之趣被仰出、右者國家之大事者勿論、徳川家御扶助之思召候間、命議有之、御安全之様、可有勘考之旨、出格之思召を以て被仰出候間、猶同列之方、並兩卿家門衆以上、隠居に至る迄、列藩へも御趣意相心得候様向々へ傳達可有之旨被仰出候以上。

朝廷にては此詔書を禁裏附大久保忠實（一翁）に命じて其副書と共に、幕府に送達せしめられた。幕府への御別紙は左の如くである。

「今度被仰進候趣、三家始相心得候様、別段水戸中納言へも被仰下候、此段爲心得申入候事。」

副
書

御沙汰之趣、尋常之御事に候へば、御斟酌之御次第被在候へ共、何分盤夷之件にて、猶關東も大改革之御時節に候へば、萬一此上公武御隔心間敷儀有之候ては、甚以被憤慨慮候間、格別之儀を以て、無御隔意被仰進候間、此段不惡御聞取に相成候様被遊度、御沙汰に候事。」

所謂安政の大獄

水戸藩に下賜さるべき密勅は八月七日の夜に決定したのであつたが、之を幕府に下す時は壅閉されんことを慮りて傳奏は直ちに之を水戸の臣鶴飼吉左衛門に齎らして水戸に致させしめんとしたるに、生憎當時鶴飼は病臥中であつたので、其子幸吉が父に代つて八日の拂曉使命を奏じて京都を發し、日下部三次は別路を取り仲仙道を經て東下し、滞りなく之を水戸侯に傳達した。然るに大老井伊は此の密勅を以て水戸藩の内奏に出るものなりとし、水戸邸の警衛を嚴にし、其重臣岡田、武田、大橋、安島、尾崎等に致仕退職を命じ、又間部詮勝に上京を命じて悉く尊王攘夷黨の志士を捕縛せしめた。此際志士の捕縛されたものは京都に在つては

鶴飼 吉右衛門	頼 三樹三郎	梅 田 雲 潤	吉 田 松 陰
小林 民部之輔	高 橋 兵 部 大 輯	三 國 大 學	浮 田 一 恵
兼 田 伊 織	伊 丹 藏 人	山 田 勘 解 由	飯 田 左 馬
若 松 空 頭	入 江 雅 樂 頭	丹 羽 豊 前 守	守 寺 因 帰 守
團 若 狹 守	富 田 織 部	春 日 讀 岐 守	藤 井 但 馬 守
小 倉 小 舎 人	山 科 出 雲 守	老 女 村 岡	鶴 飼 幸 吉
又江戸に於ては			
安 島 帯 刀	茅 根 伊 豫 介	橋 本 左 内	日 下 部 伊 三 次

等であった。而して是等の志士を悉く江戸に送致して直ちに獄に投じた。所謂これ安政戊午の大獄と稱せられ、井伊大老が積極的辣腕を揮つたものであつた。

傳馬町牢屋の状況

已上の志士は大抵江戸傳馬町の獄舎に投ぜられたのであつた。本記事の機會に於て當時に於ける同獄舎の状況一斑を記す事とする。
(但し此の状況は小山春山氏が洋々社談に記せる稿に據る)

「舊幕府の時を追想すれば殆ど隔世の如く、人多く其晩季の弊政を見て概して徳川氏の暴虐を言ひ合へり。然れども元和以來、前古比なきの泰平を致すもの其由なきに非るなり。故に其良法美事傳指するに暇あらざるも、晩年に至り陵遲頽壊して衆庶の怨苦を招きしは皆後の有司の罪なりき。其の一事を擧げて之を言へば囚獄の設けに心を盡しゝ事是れより前には有るまじきなり。余嘗て罪を幕府に得て傳馬町の獄下るもの兩度、一年半の月日を経て頗る景況を悉せり。蓋し邸内に牢舎十餘所あり、大なるは六七間、小なるは三四間、棟高く牀厚し、士若くは骨傍を置くものを揚屋と云ひ、其他平民と婦女とを分ちしなり。監察、徒士自付、囚獄奉行等時々臨視して疾病を問ひ、冤枉を驗し、飯食汁菜、藥餌に至るまで、能く心を用ゐたり。獄舎の外に室と稱する廣き土間あつて大なる浴槽を置き、冬は一月に三四次、夏は六七次若くは八九次、囚徒を出して沐浴せしむ。醫員兩人毎日病者を來診す。又寒暑兩度に衣服を給す。然れども有病者は之を用ひず、親戚故舊より贈遺せん事を乞へば輒ち監視して之を與ふ。但し必ず嚴禁して納事を聽さざるものは、刀刃と火氣となり。都べて囚徒を保護するの設は備らざる無し。然るに晩季に及び司管の更胥大卒斗符の小人にして囚徒を保護するの念なく、舊法遺規も徒らに虛名を存し、司炊の丁夫は米鹽を竊み、不學の庸醫は藥劑を粗鄙にし無識の有司は裁判を速にせず、至て輕罪の囚徒、若くは竟に無罪に歸するも含めて忘るが如く、囚人日々に重積して疾病を生じ癪るゝ者相踵ぐに至る。人或は言ふ、獄中に一種の毒薬を具へ、之を一服と稱し、剝れば則ち服せしめ立どころに死亡すと。此事は決して事實にあらざるなり。死亡の多きも、執務の有司等人命を重んぜず、舊法を奉守せざるの致す所なり。亡友岡田眞吾と云ふ者余と共に此獄に在り、恒に謂て曰ふ、徳川氏の囚徒を保護するの厚きを見て、其降治を致すの偶然ならざるを知り又其の遺法の壞るゝを見て衰亡の兆を知るに足れりと、余聞いて知言なりと賛したり。其後吉田松陰子の獄中に在て筆記せし回顧録を閲するに江戸獄舎の法規に美を盡せる事を稱嘆せり。世人知らず唯だ其の酷虐慘毒なるものと做すは大に然らず。夫れ囚獄は政事の重んずる所、民命の繋る所にして、徳川氏の盛時には良司輩出し、大小事柄に心を用ひ、囚獄の設も此の如く備はりしが、其の衰ふるに及びては亦此の如き弊害を生ぜしは歎す可き事なり云々。」

コレラ病の流行

此年七月コレラ病流行し日を逐つて益々猖獗を極めたが同九月に至つて稍々終息に近づくを得た。同疫のコレラ病たることを知らず、病勢猛烈にて罹病後僅かに三日にして死るゝので、是れを「三日コロリ」と稱した。全く現今虎列刺病であつた。七月以降九月に至り三ヶ月間に於て同疫に罹り死亡せる者は、各隠亡の火葬場で取調べるもののみにても拾六萬の壹百十九人に達した。左に其詳細を示す。

千 住	六萬三千〇七十八人
目 黒	壹萬二千〇三十六人
砂 村	九百七十五人
靈 岩 寺	二萬九千〇五十八人
白 金	壹萬一千〇六十八人
桐ヶ谷	二萬六千〇五十人
狼 谷	九百七十人
落 合	六千三百五十人

右は各焼場の調査に係るもので、此中には無論各寺院の埋葬死者は算入されて居らぬ。以て其の如何に猛烈であつたかと窺はれる。殊に千住焼場の如きは、莫大なる死者であつた爲め一時焼却する事は到底不可能で、死者を入れた棺桶は數日間も田舎の路傍に積み重ね置くの已むなき状態であつたが、時期は夏季である爲め、桶中の死體腐敗して臍汁など流出して路傍に氾濫した、之が爲めに、此臍汁を吸收した田舎は意外にも多大の施肥となつて翌年非常に豐作を示した事であつた。

此のコロリ流行に際し、種々なる際物出版が續出したる中に、左の流行趣向があつた。

「胸はしきりに苦しむる、病氣がおもり陟らで、どうぞ肥立ちいつふだんとも身にかへる寝ぼけ顔、まだ口まづいじやないかいな。」

「醫者さまが／＼匙をかまへて藥をもつて合掌やキコクはまだ早し合おつけ全快なされた上で、腹が大層くだります、心痛、胸痛、おれくちのしづ、いつか近所でよくなりしまい丈夫にはだかやあなめでた。」

當時此の悪疫の犠牲となつ名士も跡くなつたが、文藝家、藝術方面のみにても左の人々を亡つたのである

山 東 京 山(小説家)	歌 川 廣 重(畫家)	市 川 米 庵(書家)	柳 下 亭 種 員(小説家)
綠 高 川 柳(小説家)	大 竹 薄 塘(書家)	惺 龐 西 馬(俳人)	青々 其 一(畫家)
樂 莎 西 馬(小説家)	杵 屋 六 左 衛 門(聲曲家)	清 元 延 毒(聲曲家)	五 返 舍 半 九(小説家)
六 桑 園(狂歌師)	貞	山(講談師)	宮 魁 年(石刻家)

安政六年

勤王志士の處刑

幕府は去年、京都、江戸及び其他の地に於て捕へたる尊王攘夷黨の志士を審決して夫々處刑したるが、其の重なる者に就て記さん。吉田松陰、橋本左内、賴三樹、芳根伊豫之助、鶴飼吉右衛門、同幸吉、飯泉新門等を死刑に處し、安島帶刀には切腹を命じ、鮎澤伊太夫、六物空滿小林民部を遠島に、老女村岡、伊丹、丹羽、三國、入江、森寺、春日、山科、飯田、山田、富田、飯泉等を押込に池内大學浮田一恵を追放に處した。而して攘夷黨の頭目と見られたる越前小濱の藩士梅田雲濱は小倉藩邸の獄に投げられ居つたが病を以て獄裡に歿した。

幕府は前記志士等を處刑せる外、一橋慶喜に隠居謹慎、水戸齊昭に永蟄居、徳川慶篤に差控へ、山内容堂に謹慎を命じたが、後九月慶篤の差控を免じた。

二 朱銀を鑄造す

幕府は往時貨幣鑄造として常は銀座を江戸に設けたる以降、寛永、寛文、元祿、寶永、正徳、享保、元文、明和、安永、寛政、文政天保等の年間に於て各種の通貨を鑄造し、米船來航後に在りては、嘉永六年十二月に南鎌銀を以て一朱銀貨を鑄造通用せしめたるが安政六年五月二十四日更に必要に應じて、二朱銀を鑄造し、翌二十五日海外貿易開始したるを以て金銀通用の制を定めた。米國との通商交易は此より實行されたるが、幕府にては貿易交換算上、貨幣の釣合不足に鑑み、必要上改鑄するに至つたのであるが、是れが爲め

古金の價值頗る昂上し、保字小判一兩を以て新鑄金三兩一分二朱に換へ、正字小判一兩を以て新金二兩一分一朱に換算するの令を發したので、江戸市中の物價は急激に騰貴を來し下級民は多大の困窮を感じる事となりたるゆゑ怨嗟の聲到る所に叫ばれ、悉く是れ井伊大老の苛政なるが故であると密かに怨み罵らぬものは無かつた。

因に、安政六年五月新鑄發行した二朱銀は之れを天保年間の一分銀に比して約二倍の大形で、文政及び嘉永の一朱銀の約三倍に匹敵する大きさである。



開國の方針は諸侯の一一致是認

米艦來航以降、米使の和親通商要請に對して幕府が是れに許諾を與へたるに就ては、議論百出輿論俄かに沸騰し、是れには、一面勅許を得たずして幕府が僭越にも、妄りに外國通商を許したるも大なる理由ではあるが、勅許問題を別にして、寛永以來多年の制禁であつた外國通商を許すことの不可を論じ我が神國をして外夷の蹂躪に委するを憤り、鎮港攘夷の論は、到るところに叫ばれ、所謂「尊王攘夷」の熱語は此時に於て、始めて世に行はれ來つた、之れを絶叫し、之れを實行せんとする志士は勃然として出現するに至つた。而して攘夷鎮港を唱道するものは特に諸國諸藩の藩士、浪士等の志士に止まらずして、徳川家の親藩其他、大諸侯の側にも亦鎮國攘夷を激唱したのであつた。米艦來航の當初に於て、當時最も外國事情に精通して居つた岩瀬肥後守忠震が、江戸城に於て各大藩諸侯の面前に和親開國の顧末を綴述した際は、滿座悉く傾聽して其説を讀したのであつた事は、栗本鋤雲翁の「匏庵十種」中岩瀬肥後守の事歴中に於て明らかに見る事が出来る。左に其の事歴中的一節を掲ぐ。

『幕廷にては軍國の仕來りにて、殊の外に目付の役を重んじたり、抑も此官は祿甚だ多からず、位甚だ高からずと雖も、諸司諸職に關係せざる無きを以て、極めて威權あり、老中始め三奉行の重職と雖も鑑察の同意を得るに非ざれば事を決行する能はず、或は其見を殊にする有るを顧みず、斷行するあれば、鑑察は直に將軍或は老中に面して啓陳するを中阻する能はず、去れば人の以て仕途の榮とする者、鑑察に過る無し、但其漢土古人の諫言に關はらず、硬直敢言を以て職としたれば、其罷黜轉遷も亦極めて亟かなりき、鑑察の權、此の如く朝に行はれしかば、政事の改更ごとに必ず先づ此局を一變し、然後諸司に及びたれば、諸司風を聞て廷旨の有る所を迎へて自ら釐革するを得策と爲すに至れり、其人を得ると得ざると一世の盛衰に關するの職たるを知る可し。

嘉永年間、米船渡來する日の如き外國開港一大變事に當り、滿廷震動し、始めて非常の撰を行ひ人材登庸せざる可からざるを以て、父子共に職に在れば其子たる者、賢と雖も、父に超ゆる能はざるの舊規を改めて、堀織部、永井玄蕃、岩瀬肥後の三人を擢んで鑑察とせり、此時に至り延上二三の人始めて九州の外、猶ほ九州ありとの説全く妄ならざるを悟しし程なりき。

岩瀬君、初の名は頼、後改めて震宇は百里、其築地に居るを以て蠻洲と號し、官を櫛はれ墨水に螢するに及びて鷗所と號せり、人と爲り明斷果決にして、胸次晶潔、更に崖岸を見ず、其朝に立つや知て言はざる無く、言て盡さる無く、人才を鑑別して各々其伎倆を展るを得せしめしかば、人の之に歸屬する者多く、隨つて亦派を殊にする輩の之を疾惡する者も極めて多かりしが、其幕末萎靡不振の日に方り、士氣を鼓舞し、俊才を撰拔して一時天下をして躍躍憤起せしめたるは、其功推して第一等に置かざるを能はず。

今その一二を語れば、荷蘭の觀光船を贈りしや、矢田堀景藏、勝鱗太郎を不勤の小普請より抜擢し、其人に從て其技を學習せしめ、其他平山謙二郎、河津三郎太郎を收めて配下に置き、下曾根金三郎、江川太郎左衛門に洋砲訓練を任し、箕作玄甫、杉田玄瑞を舉げて鑑書調所（後開成所と改む）の教官とし、儒官古賀謙一郎（筑後守沙翁）が漢儒にして傍ら横文に涉るを以て其賢と爲すの類、殆んど枚舉に暇あらずして、松平河内、川路左衛門、大久保右近、水野篤後、竹内下野の類、宿耆長者、比肩、濟輩と雖も、尙も志經國に存する者は、誠を推して親交せざる無く、傍ら各藩有爲の人物を延き城府を撤して協心戮力し、以て國威を擴張せんことを一身に擔負したり。

當時英佛魯米を概して一に之を毛唐人と稱する曖昧の政廷に立て、繡縫周旋し、衆を闇明に導き、國を無缺の金匱に全くせんと企圖する其措心労力幾何なりしや、今日之を想ふも決して千百の十一に至る能はず、此時全國の横文學者僅に荷蘭一國の書を読み得て、譯司も亦其國語に通する者のみなりしかば、多方開說して世間の學者に英書を讀み、英語に通するを創めしめたり。

初め米國ハリス來航して和約貿易の條例を議定せんとするに方り、滿廷逃避を以て高趣となし、振つて一人の能く負擔する者無く皆手を拱して盡く君を推す、君於此斷然一身を抛つて犠牲と爲し、自ら任し辭せず、往復論辨、燭以て晨に繕ぐもの數閑月、始めて稍や貼定する所のもの乃ち安政年の條約なり、今日より之を見れば、其加刪を要する者數十にして止まざれども、顧みて往時に遡れば、一身の利益得失を忘れて國家に點汚せざらんと謀る苦心の一端を見るに足る可し。

り進て其顎末條理を細説するに、言辭明朗、少も澁晦なれば聽衆悅服し、唯々諸々、敢て一辭を措く者なく、皆其説の時世に適して宜く、然らざる可からざるを讀し、其旨を謹領して退かれたりしが、何ぞ料らん、既退の後、數日各自意見書を出すに及んで、盡く前日の言に反し、粗暴輕忽前後を顧慮せず、殆んど乃公の事を破らんとする者多かりしかば、君大に驚き、始めて其書の悉く臣下の手に成り、君侯と雖も之を制壓するの權なきを悟り、衆侯伯中に就て其聰明にして威權あり能く臣下を服從して共に當世の大事を談ずるに足る者を得て、其力を假るに非ざれば濟す能はずとし、水戸老侯、松平春嶽、鍋島閑叟、薩摩世子、土州睿堂諸公に説きしに五公能く其説を容れ、其人を敬信せしかば、君の聲望於是漸く世間に高し。

然るに一大珍事の出来して君が禍を得しは全く深く國家を憂慮するの誠心より出て、尤も憫むに餘りある事にして、之を言ふも猶ほ餘滑に勝へざるは十三世將軍家定公（溫廟）性多病にして言語了々たらず、此多事の日に中り、内は列藩の人心を鎮めて、外は各國に應する能はず、宗室中を歴観するに、能事望に叶ひて以て今日の任に勝ゆべき者、唯一個の一橋君あるのみ、特に天下願望する所賞罰多門に出でず、以て始めて此屯蹇を經て康衢に達するを得べしと親を立るの衆議を排して、賢且長を立るを今日の急とするを追言し、閣老參政も大半嘉納し、天下有志の士も亦粗ば泄聞して大に喜び國威一たび屈するに似たれど又伸び、日月晦からんと欲しくて又再び明なるに至らんと、瞻望冀仰して、其時の至るを待ちしに、何ぞ料らん、其言未だ上つるに及ばざるに、溫廟脚氣病は娶り玉ひ、俄に大漸に及ばれては實に千歳の遺恨なりし、此に於て前に君に排せられし説再び勢を得て、遺旨を奉じ、賢且長を置て親を立つるに決したるなり。

是より前、米國ベルリの始めて浦賀に渡來する日に先だち慎廟は強く暑に中り玉ひ衆醫手を盡したりと雖も追々疲勞し、自ら起つ能はざるを知り玉ひたれども、押て老中に接し此回の大事は開闢以來の珍事にて實に深く憂悶せるが不幸にして大病に侵され如何ともする能はず、付ては水戸隱居は年來海外の事に苦慮煩惱する所なれば定めて能き了簡も有るべければ、予死後外國所置の件は隱居に謀つて所置あらば大過無かるべきなりと言置かれしが、其夜米船内海に乗り入りたるに付、深更に及び宿直側より唯今伊勢登城（老中阿部）引續き唯今備後登城（老中牧野）と上申するを聞玉ひ直に此へ呼べと言なから肩衣々々と呼求め玉ひたり、此時慎廟體既に疲れ神既に困して漸く恍惚たれしかども、猶ほ抜けられ玉ひ強て端座し、肩衣を着て直ちに老中を召し、其言ふ所を聞んと爲し玉ひしが、米船又乍ら外海に出るの再報を得て兩老諭を請ふに及ばずして退き、慎廟翌日休息の室に薨じ玉ひたり（休息所は所謂路寝便殿の類にて老中と雖も入るを得可らず又肩衣を着ざれば病中と雖も老中に接する能はざるを見るに足る）夫より遺命を以て水戸老公を召し老體大義ながら隔日登城し、新將軍外事の顧問に備はる可き旨下り、老公委々命を奉じて城に登られたりしが、如何にせん、公は年來士を練り卒を訓へて外國を獸畜視し唯志を膺懲の一邊にのみ向けありしより、圓孔方枘にして其説また當世に適せざれば、幾くも無くして止め、軍艦旭丸（俗に厄介丸）を製造するを督せられしが、岩瀬君屢々見へ、漸を以て開説するに、今日の外國は古戎狄に非ざるを以てせしかば、老公固より英明の質大に感悟せらるゝあり、始めて己を知らず、彼を知らざる無謀の戰を爲して、徒らに國家を慘害するの甚だ畏るべきを回顧せられ、和親交易の斷乎として易ゆべからざるを允し、君に語られしに、譬へば良家に美女あり、人の強て婚を求むる者あるも我之を拒み、辭する再三に至り彼の求むるの情願益懲に益迫るに至り漸く始めて之を許せば其伉體却て厚く、多情の人の速に應する者に優るが如し、我國外交を拒む二百年の今日に至り始めに之を許さば、彼此の交誼必ず濃厚に至るの益ある可しと申されたり。

考公既に自ら外交の止む可からざるを許す、此に於て宗藩外藩に説くに尾州越前を始め、皆大に其説に信從するに至る、乃ち前に學る數侯の如し、然るに老公の股肱にして大義を知り、一藩の信服を得て能く之を率導するの士に藤田虎之助（東湖）、戸田銀次郎（蓬軒）せるなる者あり、共に是迄老公を左右し、鑽撲の説を唱へしが、老公説を改められしより二人も其高見に服し、己が説も亦改め力めて衆士を説論するに時勢然ざる能はざるを以てし、漸く齋者の輜を換へしめんとするの日に方り、非常の大震あり藩邸家屋を傾覆し兩人一時に壓死せられ老公の意、終に廻く一落に敷くに及ぶを得ずしより其一朝にして俄に兩翼を失ひたるを此上も無く歎息せられたりし。」（下略）

最初の渡米使節

幕府は曩に亞米利加合衆國と通商條約を締結したるが、是れが批准交換を了する爲め、十一月二十四日を以て遣外使節を詮衡決定して、新見豊前守、村垣淡路守、木村攝津守、小栗豊後守に出發を命じた。仍て是等使節は翌萬延正月十九日米國より回航せる迎船ボウハタン號に乗じて出發した。

◎第三輯豫告◎

口 紘

- 「王政復古大號令渙發」（宮中御學問所）
- 「鳥羽伏見の戦」（總督仁和寺宮進出）
- 五姓田芳柳畫伯謹畫

玻 璃 版

- 歐洲派遣修好使一行
- 新撰組の活躍と池田屋騒動
- 寺田屋騒動・薩藩九士の殉難
- 生安事件と英公使館襲撃
- 英艦隊鹿児島沖海戦
- 四國聯合艦隊の下關砲撃と英艦の鹿児島沖砲撃
- 鎮港談判委員
- 鎮港談判委員池田瓦後守と其隨員
- 七卿の都落ち
- 天誅組の義舉
- 甲子禁門の變
- 坂本龍馬・中岡慎太郎の遭難
- 徳川慶喜の大政奉還
- 陸軍時代の徳川慶喜
- 徳川慶喜のおもかけ
- ヘボン博士の來朝
- 江戸城々門と見附（一）
- 江戸城々門と見附（二）
- 江戸城々門と見附（三）
- 明治初年の風俗
- 維新太業を輔佐せる公卿
- 維新时代の新聞紙
- 大名尾敷の面影
- 太江戸の面影を残す町並
- 幕末の藩札

記 事

萬延元年より慶應二年孝明天皇の崩御に至る波瀾重疊にして
宛然、走馬燈の如き幕末の状勢を精細に活寫して興味津々と
して盡きず。

◆ ◆ ◆
○本輯の口繪は五姓田芳柳（第一世）書伯の筆であります。
五姓田氏は第一世五姓田氏に師事し其跡を嗣いて第二世を
名乗り最近「芳柳」號を返納されたのであります。明治
神宮聖德記念繪畫館のなるや、奉納の八十枚の繪畫の畫題
について精しく精査し其考証圖を作られた方であつて、明治
維新より今日までの古實及び事蹟に精通し、又多く親し
く目撃されたものが多いので、此種の繪畫については實に
適當な方であります。繪畫館の「樞密院會議」の壁畫も謹
寫されたのであります。

◆ ◆ ◆
○「江戸城の舊觀」は本輯及び第三輯のものによつて殆ど其
全部を網羅したと云ふ位で、今日のものと比較して轉た其
變化の劇しいのに驚かされると共に又興味の湧然たるを覺
えるのであります。撮影者は下岡蓮杖及び内田九一、横山
等であります。

昭和八年十二月十日印刷納本
昭和八年十二月十五日發行

【明幕末回顧八十年史】第二輯

大正 定價 金壹圓貳拾圓

（新潟、福井、滋賀、小笠原、冲縄及海外は送料別）

不 許
複 写
複 制
轉 載

東京市京橋區銀座五丁目四番地
發行所 東洋文化協會
西一手 萬伸
元 印刷者 大澤 伸
電話 03-263-3488
振替口座 東京 383-3488
大阪市北區堂島上三丁目二番地
印 刷 所 東洋文化協會印刷所
東京市神田區御茶ノ水一丁目
印刷者 早川右三郎
東京市小石川区西江戸町十番地
印刷所 井口印刷合名會社

終

